

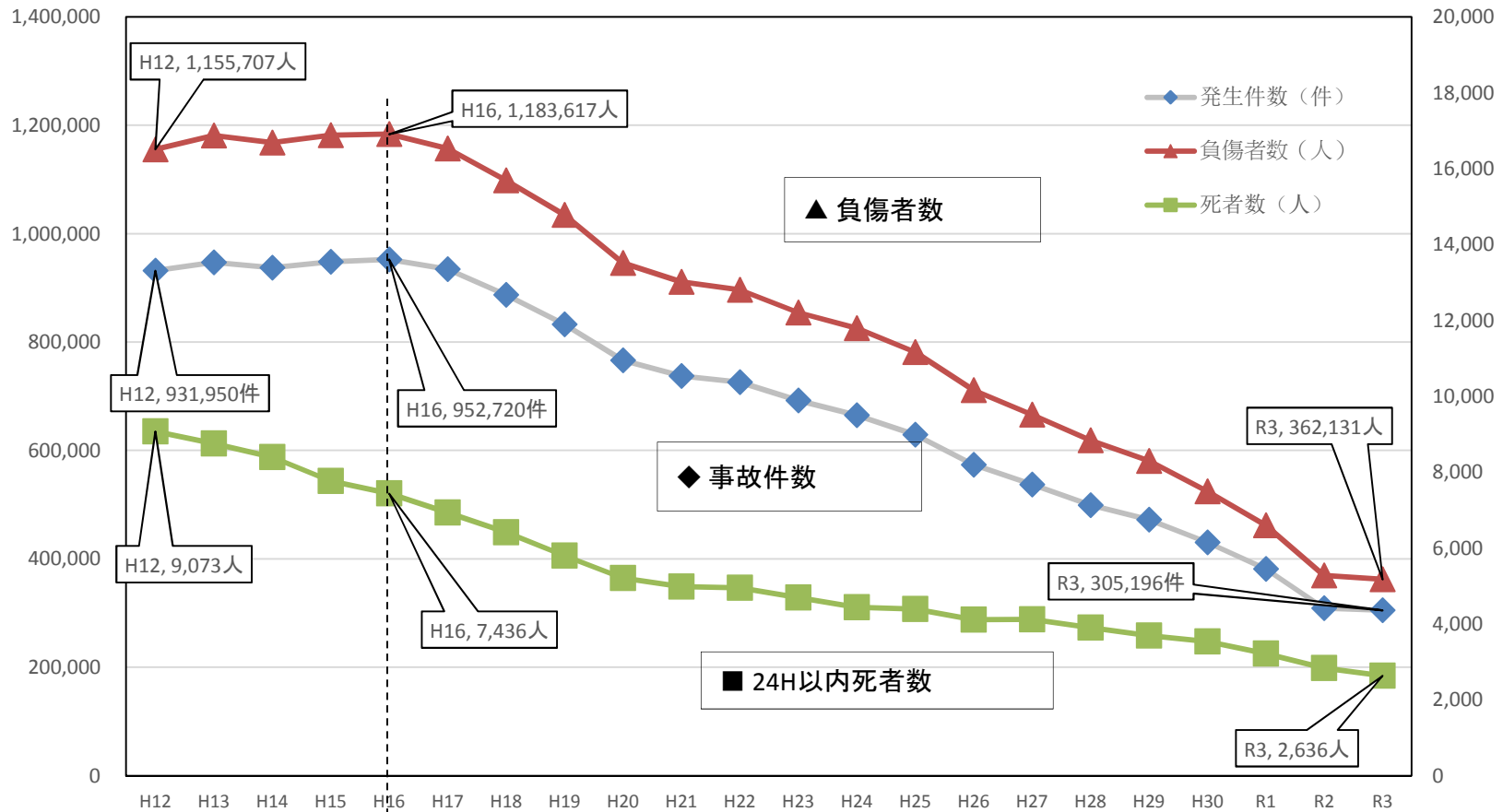
令和4年度

整備管理者選任後研修

近畿運輸局 奈良運輸支局

負傷者数(人)
事故件数(件)

24H以内死者数
(人)



H16,事故発生件数最大

注) 数値は各年12月末現在
資料: 警察庁

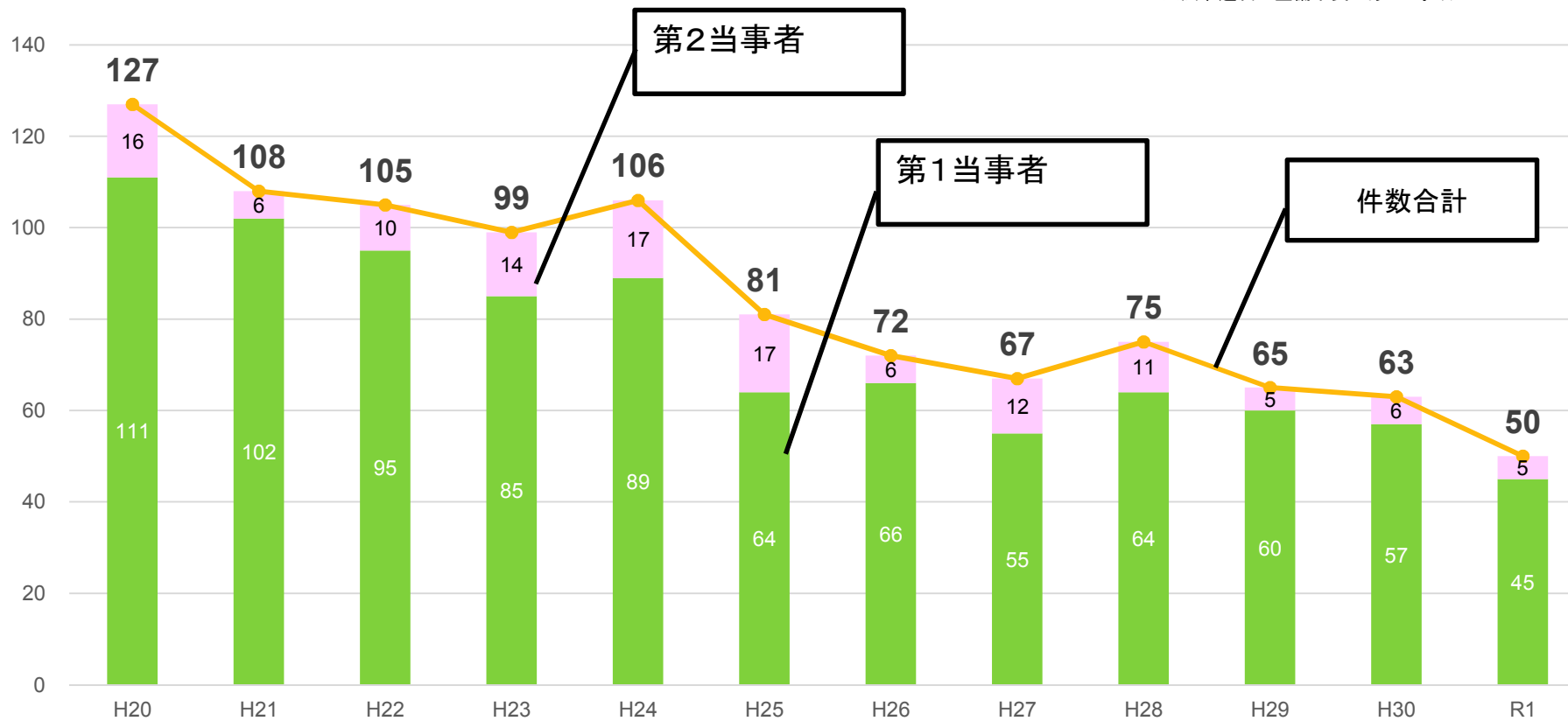
図1.2 交通事故による死者、負傷者数等の推移

整備不良による交通事故の発生状況

事故件数(件)

図2.1 整備不良事故※件数の推移

※法令違反が整備不良であった事故



資料: 交通事故総合分析センター

事業用自動車の車齢別の車両故障発生状況

発生件数(件)

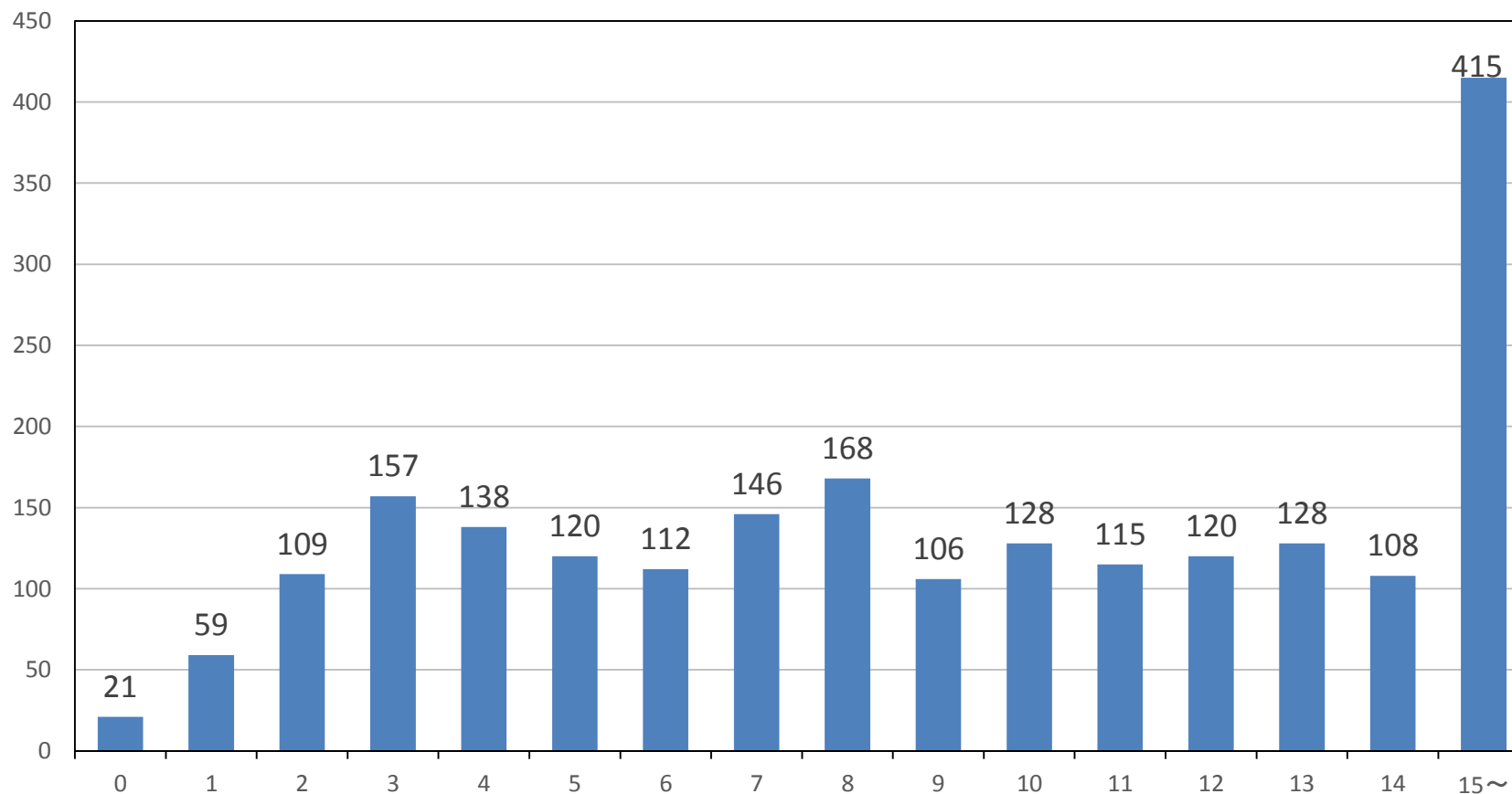


図2.3 事業用自動車の車齢別発生状況(令和2年)

車齢(年)

事業用自動車の車齢別の車両故障発生状況

(事業種別) バス

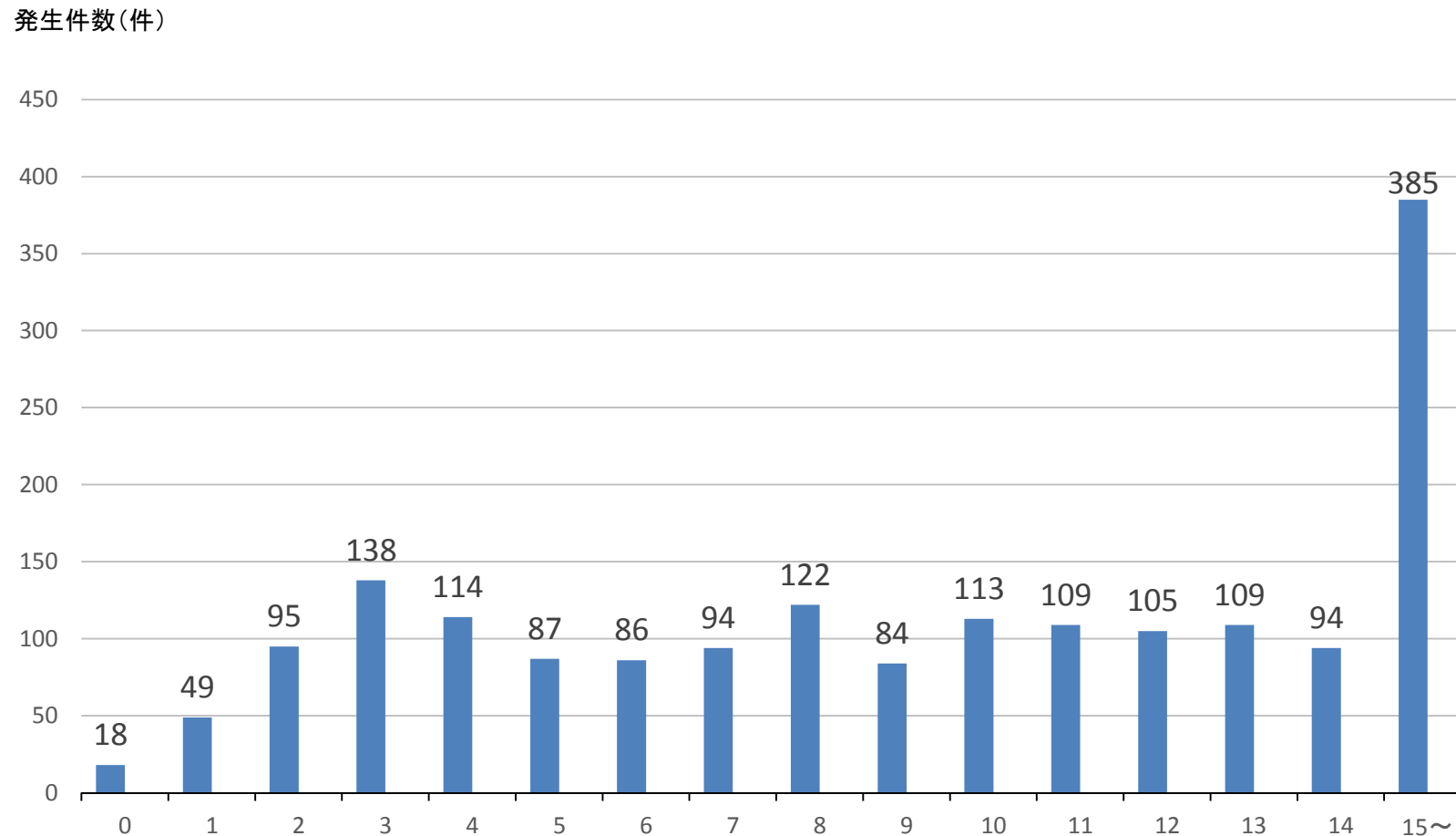


図2.4 バスの車齢別発生状況(令和2年)

車齢(年)

事業用自動車の車齢別の車両故障発生状況

(事業種類別) ハイタク

発生件数(件)

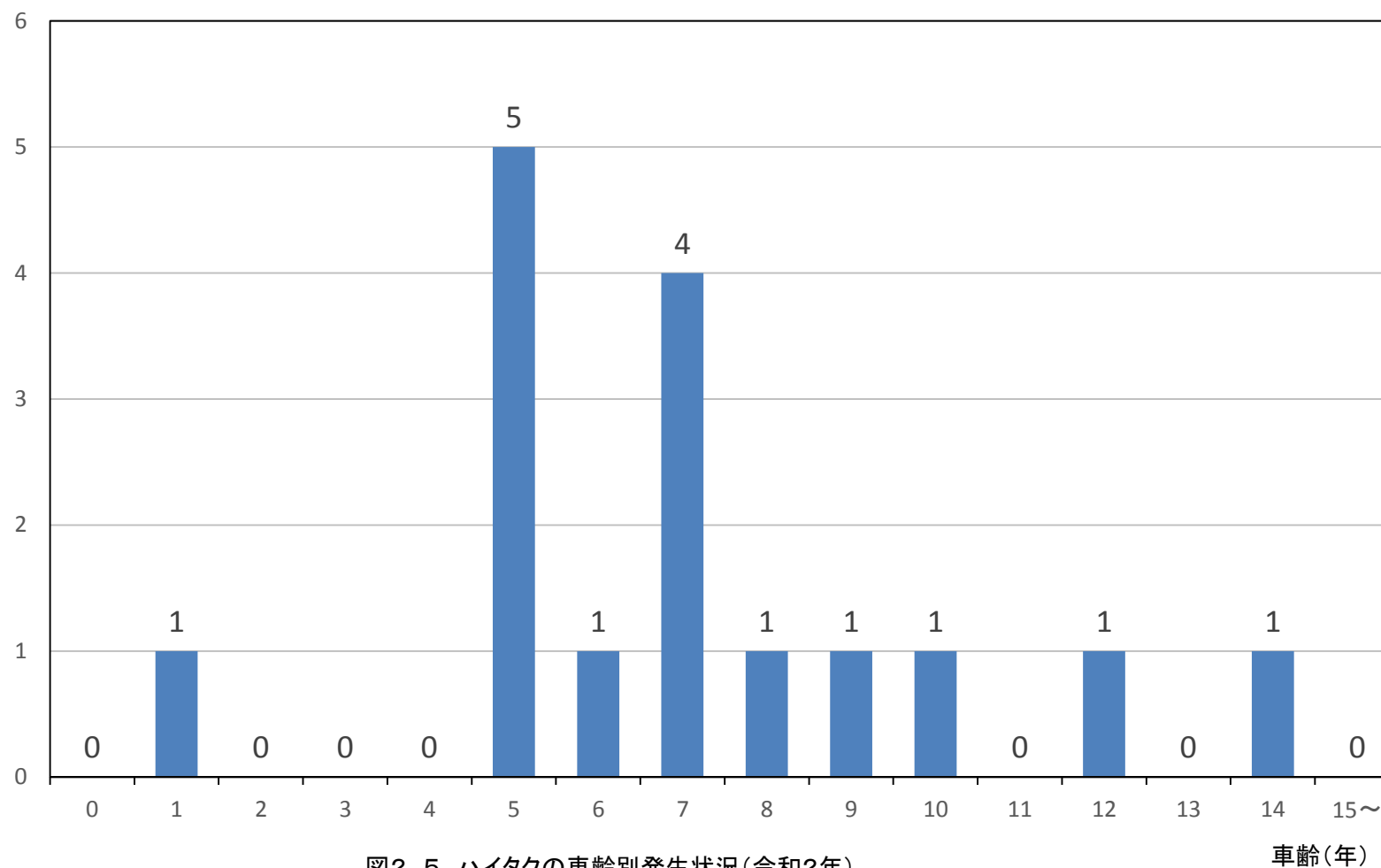


図2.5 ハイタクの車齢別発生状況(令和2年)

事業用自動車の車齢別の車両故障発生状況

(事業種別) トラック

発生件数(件)

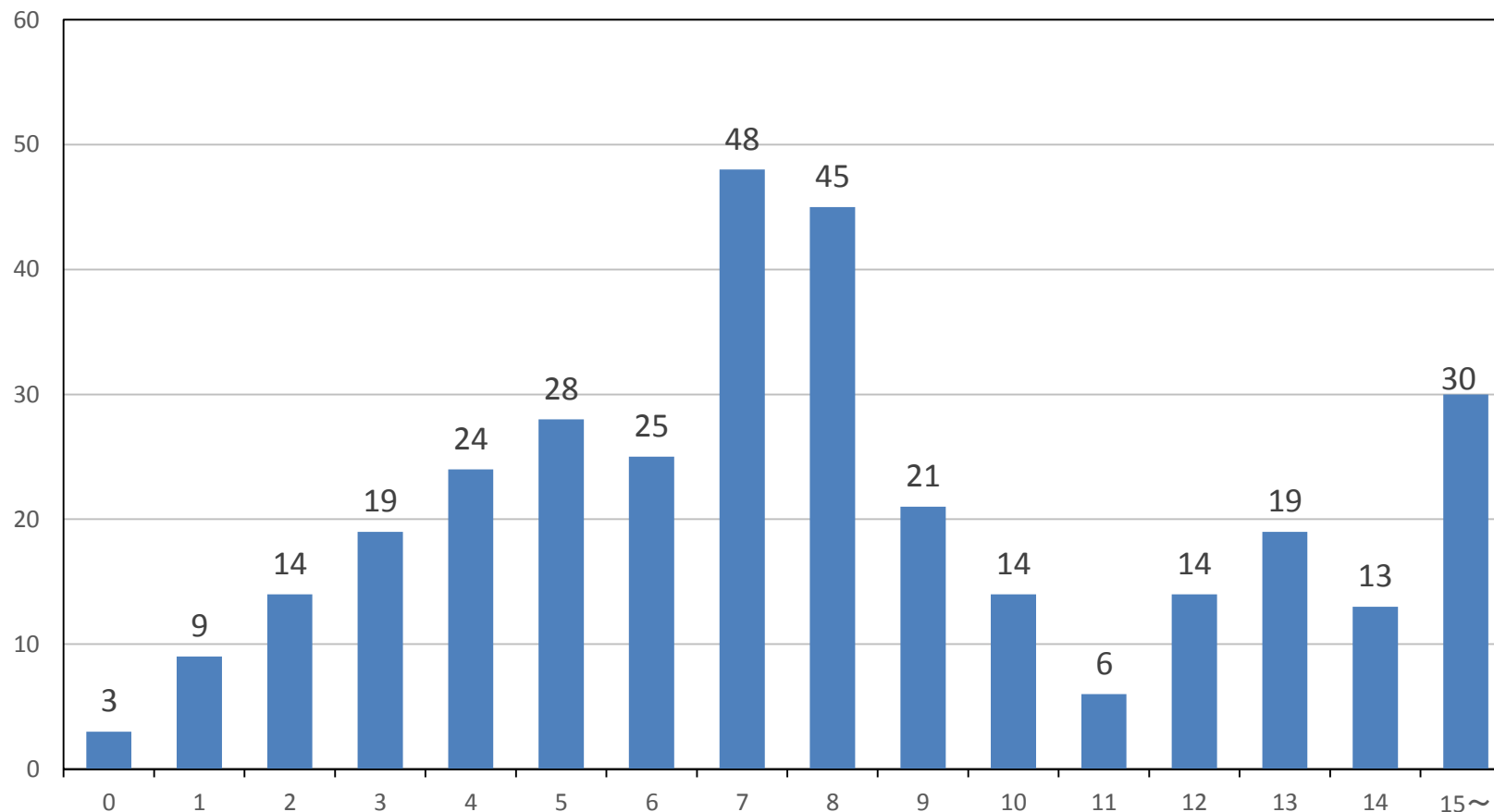
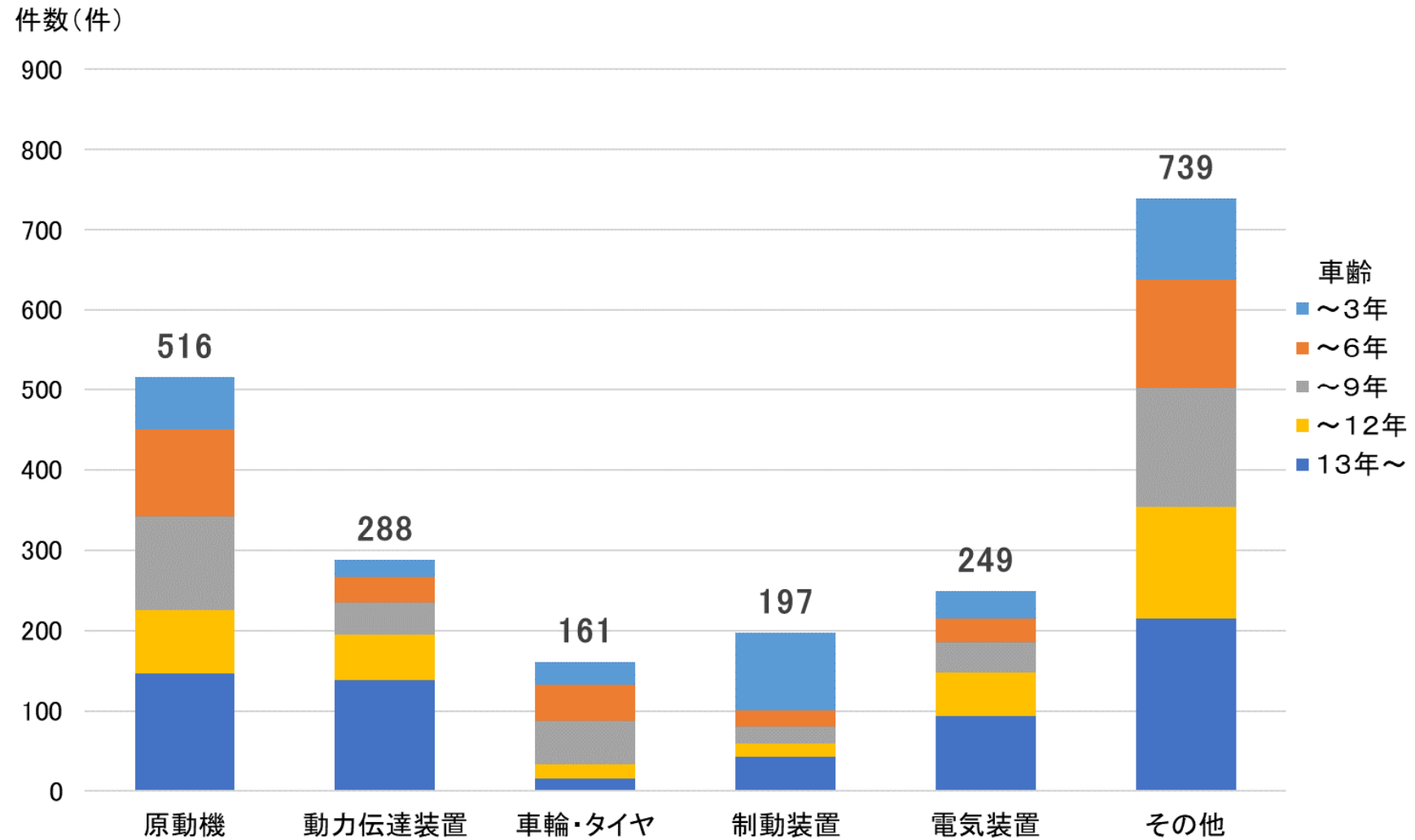


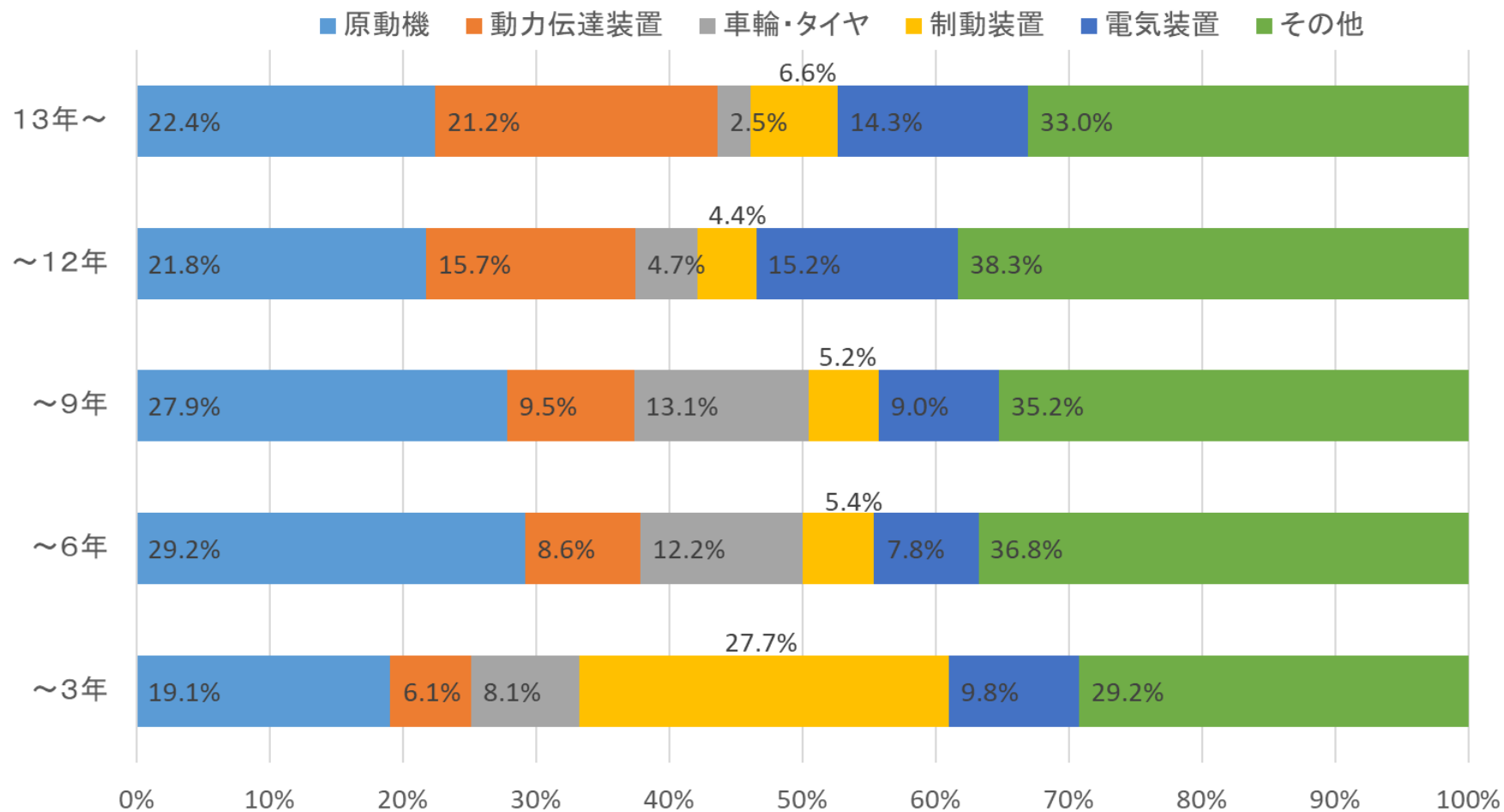
図2.6 トラックの車齢別発生状況(令和2年)

車齢(年)

故障箇所及び車齢別の発生状況

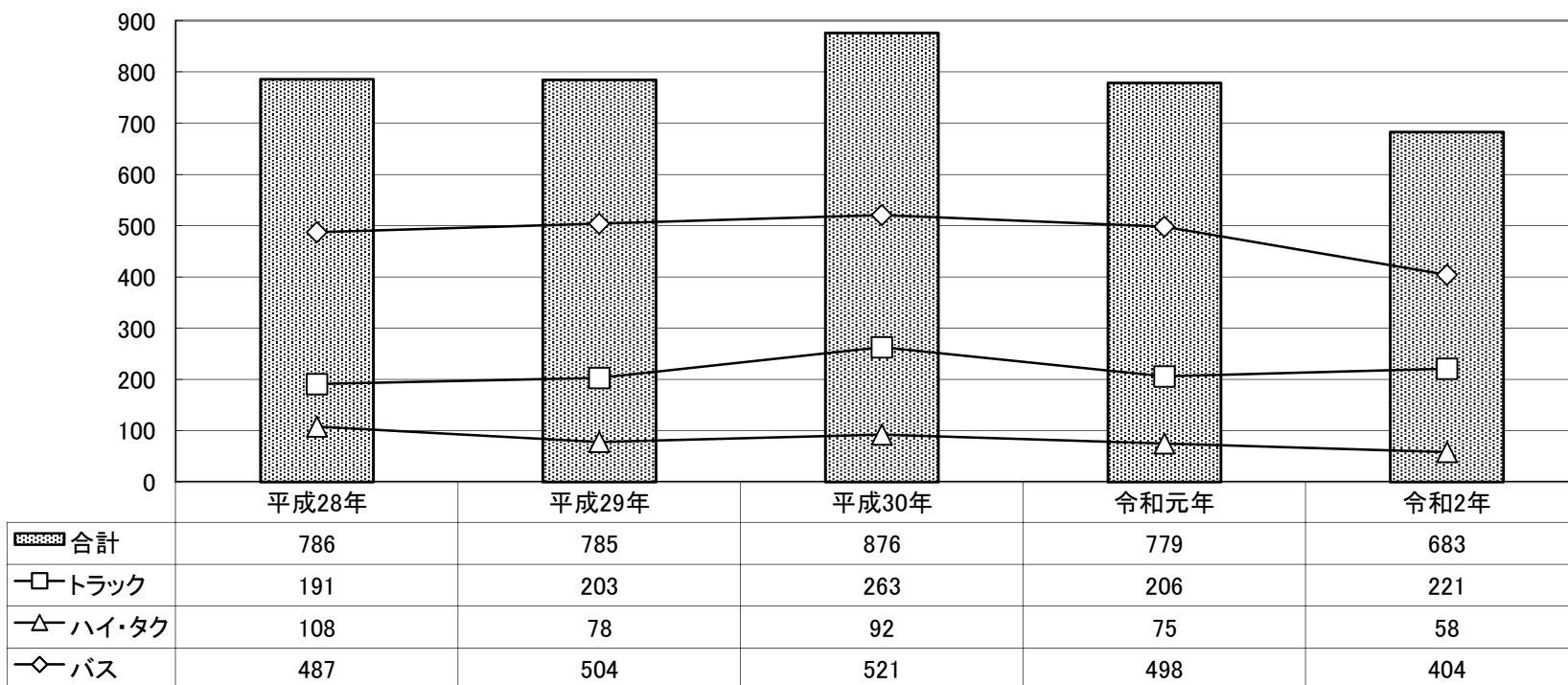


故障箇所及び車齢別の発生状況



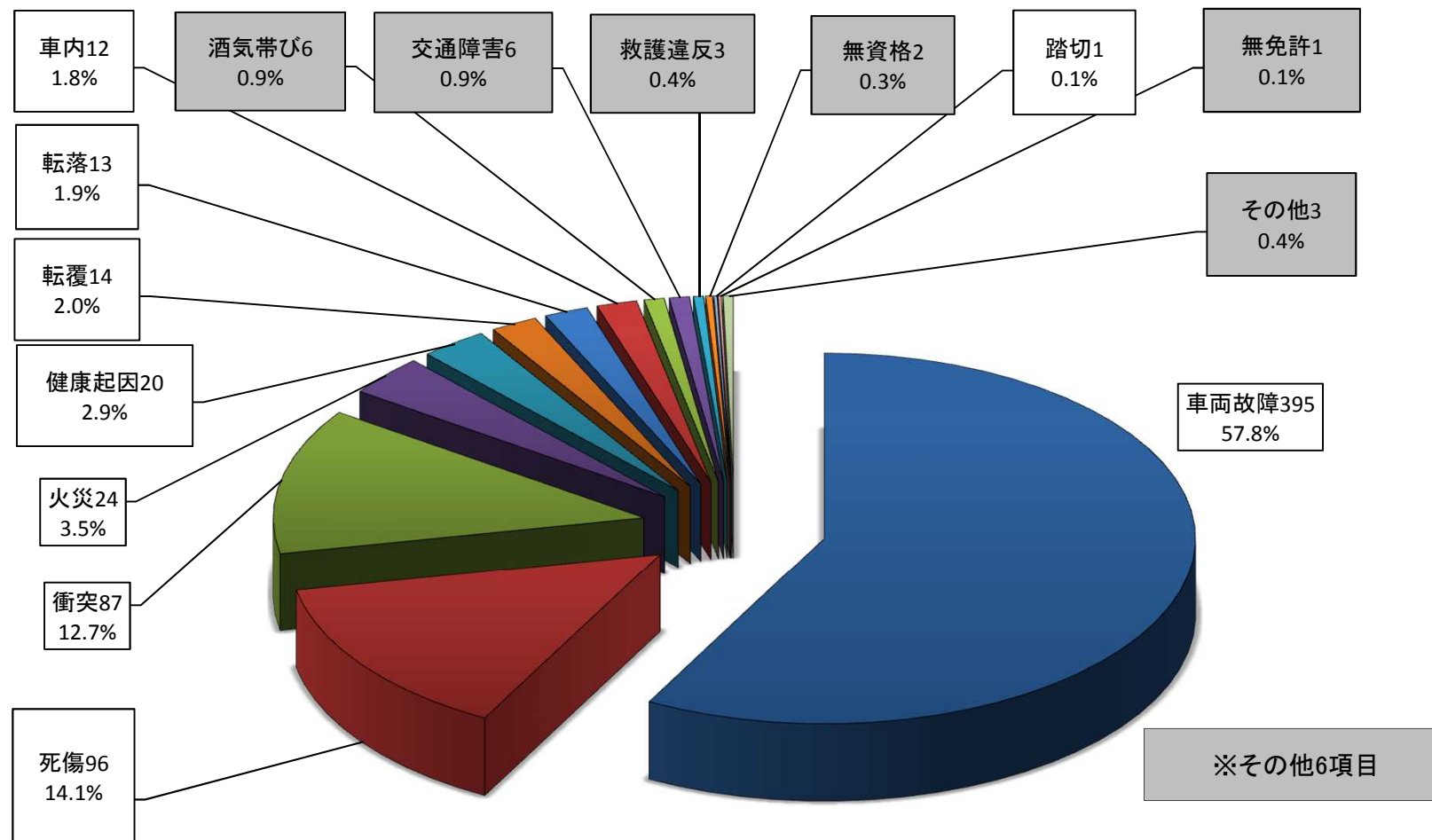
近畿運輸局管内の 自動車事故報告書届出件数の推移

事故報告書届出状況の推移



届出された事故の種類別届出件数

事故種類別件数(683件)



5. 令和3年度中に寄せられた不具合情報（抜粋）

（貨物自動車）

発生日	車名 通称名	型式 原動機型式	初度 登録年	走行距離	装置名	事故の内容 【被害状況】	発生原因
R3.12	日野 レンジャー	FC7JKW J07E	平18年6月	不明km	その他の装置	エンジン始動後に車両から離れ、約20分後に戻るとキャビン内運転席と助手席の間から出火していた。キャビンおよび荷台を焼損した。 【火災（人的被害なし）】	調査の結果、リレー端子またはリレー内部で発生した短絡により発熱して発火に至ったものと推定するが、原因の特定には至らなかった。
R3.12	UDトラックス クオン	2PG-CG5CA GH11	平30年4月	431700km	走行装置	一般道路を走行中、左側後前輪が2本脱落し、後続の軽自動車と接触した。 【物損事故】	調査の結果、タイヤ交換時の締結不足によりナットが外れ、ホイール脱落に至ったものと推定する。
R3.12	トヨタ ハイエース	KR-KDH225K 2KD	平19年8月	146500km	その他の装置	リモートスタータでエンジンを始動した約10分後、助手席ドアを開けたところインストルメントパネル中央付近から出火し、インストルメントパネルの一部を焼損した。 【火災（人的被害なし）】	P T Cヒータ端子部が過熱したことで出火に至ったと推定するが、当該部品の返却はなく詳細を調査することができなかった。
R3.11	いすゞ フォワード	FSR90 4HK1	平23年12月	539600km	制動装置	一般道路を走行中、荷台下部付近から出火し、車両の一部を焼損した。 【火災（人的被害なし）】	調査の結果、パーキングブレーキレバーの戻し忘れにより引きずりが発生し、パーキングブレーキドラムが過熱し、出火に至ったものと推定する。
R3.11	三菱 ふそうスーパー グレート	FP64VDR4XK 6R10	平19年7月	540100km	その他の装置	山間部の一般道路を走行中、焦げ臭の発生と助手席側インストルメントパネル付近からの白煙が発生し、インストルメントパネル足元付近から出火してキャビンを全焼した。 【火災（人的被害なし）】	調査の結果、DC/DCコンバータを後付け搭載した際に電源線をねじり結線したことで経年等により結線が緩み、結線抵抗によって発熱して被覆が劣化し、素線が露出して線間短絡により出火に至ったものと推定する。
R3.11	ニッサン NV200バ ネット	M20 HR16DE	平22年12月	不明km	原動機	高速道路を走行中、「バン」と異音が生じてアクセルペダルを踏んでも加速しなくなったため、停車して確認したところ、エンジン上部から出火した。車両はほぼ全焼した。 【火災（人的被害なし）】	調査の結果、焼き付いたコンロッドによりシリンダブロックが破損し、噴き出したオイルが高温のエキゾーストマニホールドに付着して発火に至ったものと推定するが、原因の特定には至らなかった。
R3.10	日野 スーパードル フィン	SH1KLG K13C	平15年8月	1054300km	制動装置	走行中、エア圧低下の警告灯が作動し、タイヤがバーストしたため停車して確認したところ、トレーラのタイヤから出火していた。トレーラ後部を焼損した。 【火災（人的被害なし）】	調査の結果、エアドライヤーとサブエアドライヤーを接続するナイロンチューブの挿入部分が整備作業等による抜き挿しの繰り返しで摩耗し、嵌合部の緩みでナイロンチューブが抜け、ブレーキの引き摺りを起こして発火に至ったものと推定する。
R3.10	いすゞ ギガ	CYJ77B 6UZ1	平29年3月	不明km	走行装置	高速道路を走行中、左側後前輪付近から出火し、タイヤ及び荷台の一部を焼損した。 【火災（人的被害なし）】	調査の結果、走行中に左側後前の内輪がバンクもしくはバーストし、その状態で走行し続けたことでタイヤが発熱し発火したものと推定する。

5. 令和3年度中に寄せられた不具合情報（続き）

自動車製作者や自動車輸入事業者から国土交通省に報告のあった自動車の不具合による事故・火災情報を掲載しています。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>（自動車不具合情報ホットライン）

自動車の不具合による事故等の発生をより確実に回避するためには、自動車の欠陥を早期に発見し、リコールを確実に実施することが重要である一方で、ユーザーが自動車の不具合に関心を持ち、適切に保守管理を行うとともに、警告灯の点灯やエンジンからの異音の発生といった異常を感じた場合には事故に至る前に速やかに点検・修理を行うことが必要です。

II

定期交換部品の交換未実施による事故の防止について

令和元年9月、大型貨物自動車が下り坂を走行中、制動不能状態に陥って暴走し、自動車7台に次々と衝突し、歩行者1人を巻き込み川に転落しました。この事故で当該大型貨物自動車の運転手が死亡し、衝突された車に乗っていた7人と歩行者1人の計8人が重軽傷を負いました。



(図.1) 事故車両



(図.2)事故車両のエアチャージホースの亀裂



(図.3)6年間使用したエアチャージホースの内部

資料提供:兵庫県警

自動車

[組織](#) [予算](#) [税制・財投](#) [統計データ](#) [パブリックコメント](#) [報道発表](#) [関連リンク集](#)

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [自動車](#) > 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会

大型車の車輪脱落事故は、大事故に繋がりがねない大変危険なものです。そのため国土交通省では、関係機関と連携し、大型車のタイヤ交換作業の徹底に係る周知・啓発活動や、街頭検査においてホイール・ナットの緩みの確認を行う等、各種事故防止対策に取り組んでおります。しかしながら、大型車の車輪脱落事故は依然として発生しており、令和2年度は131件、令和3年度は令和4年1月末までに107件(速報値)(令和2年度は同月末までに113件)の報告を受けています。

そこで、大型車の車輪脱落事故防止対策をさらに進めるため、今般「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」を設置し、車輪脱落事故の要因のさらなる調査、分析等を行うことといたしました。

○第1回(2022.02.24)

[議事次第](#)

[資料1](#) [資料2-1](#) [資料2-2](#) [資料3-1](#) [資料3-2-1](#) [資料3-2-2](#) [資料4-1](#) [資料4-2](#)

[議事概要](#)

○第2回(2022.06.07)

[議事次第](#)

[資料1](#) [資料2](#) [資料3](#) [資料4](#)

[議事概要](#)

○第3回(2022.09.28)

[議事次第](#)

[資料1](#) [資料2](#) [資料3](#) [資料4-1](#) [資料4-2](#) [資料5](#)

[議事概要](#)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/syarinndatsuraku_kenntoukai.html

大型車の車輪脱落事故発生状況と傾向分析について 国土交通省

令和3年度 大型車の車輪脱落事故発生状況

- 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)及び大型自動車メーカーからの報告を基に集計した、平成16年から令和3年までに発生した車輪脱落事故報告件数を示す。
- 令和3年度の車輪脱落事故件数は123件となり前年度の131件より8件減少したが、重傷・軽傷を伴う事故は5件発生した。
- なお、車輪脱落事故のほとんどが大型トラック車両による事故であり、大型バス車両による事故は123件中2件であった。

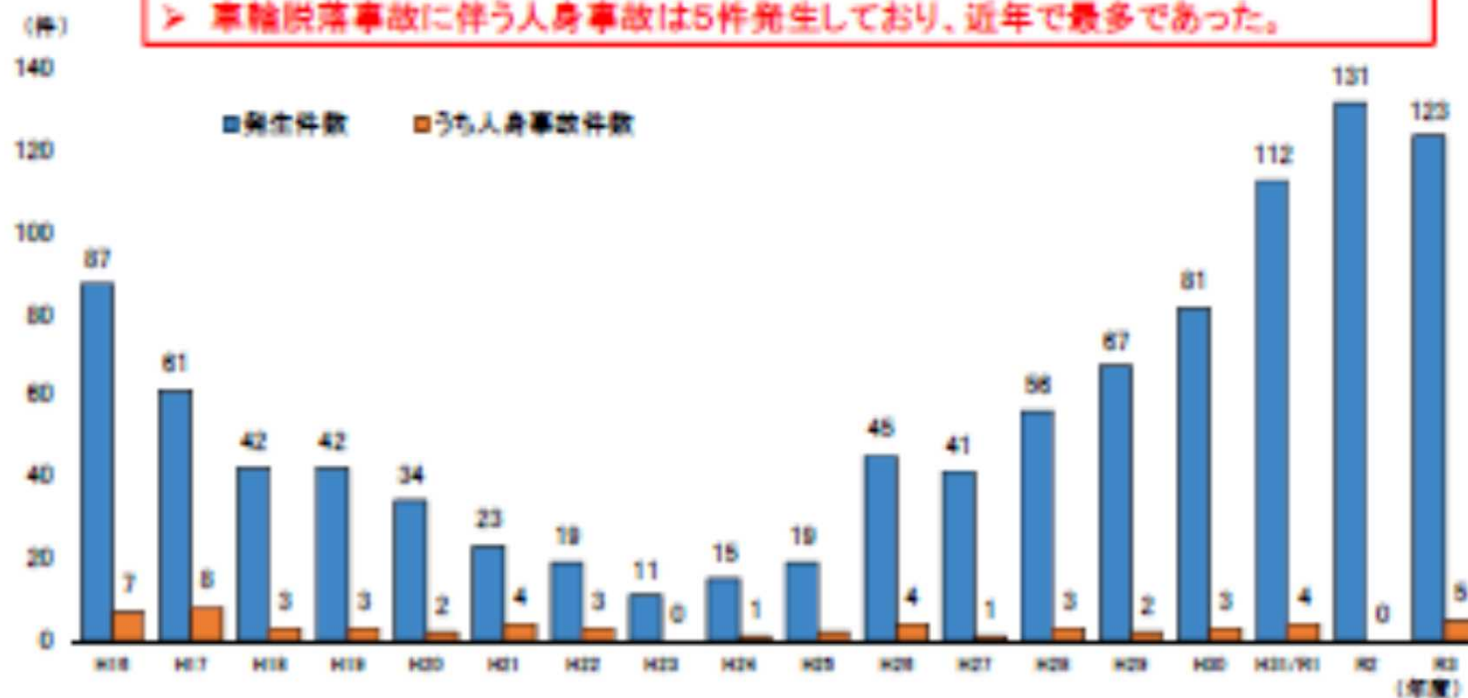
大型車の車輪脱落事故車両調査

- 令和3年度発生した車輪脱落事故車両123台のうち95台に対して、各部品の劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査は、車輪脱落事故を起こした大型車が、損傷箇所の修理のために入庫した大型自動車メーカー系整備工場で行われ、一部の調査には本省や地方運輸局職員も同席した。
- 事故車両調査の結果、タイヤ脱着作業時に適切な点検・清掃、潤滑剤の塗布や劣化した部品の交換がされていない車両や、タイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない車両が散見された。

令和3年度 大型車の車輪脱落事故発生状況①

年度別の大型車の車輪脱落事故の発生件数

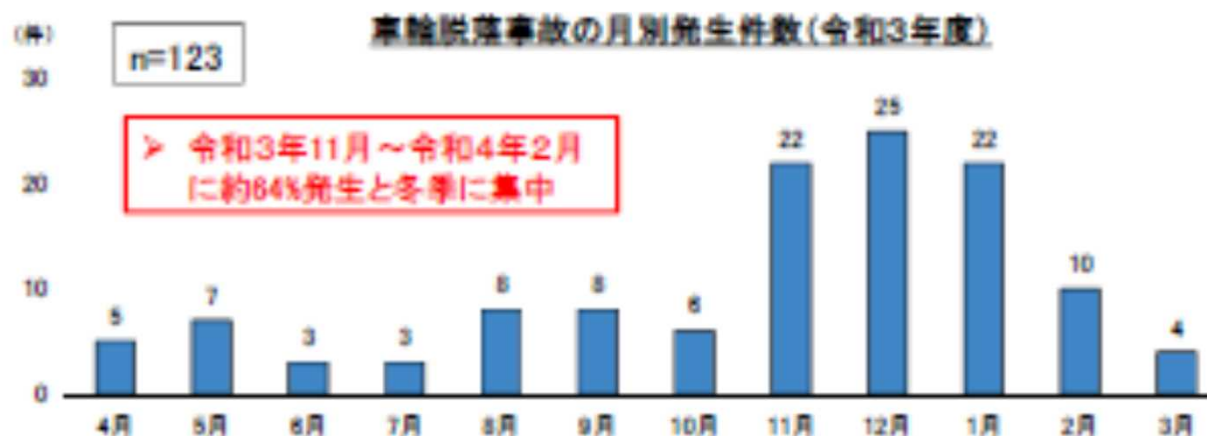
➢ 大型車の車輪脱落事故の発生件数は、ここ数年増加傾向だったが、令和3年度の車輪脱落事故発生件数は123件であり、令和2年度の131件より8件減少した。
➢ 車輪脱落事故に伴う人身事故は5件発生しており、近年で最多であった。



※1 車両総重量3トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

※2 大型車の内、乗車定員30人以上の自動車の件数(H17年度:3件、H28年度:1件、H29年度:1件、H30年度:3件、H31/R1年度:1件、R2年度:0件、R3年度:2件)
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

令和3年度 大型車の車輪脱落事故発生状況②

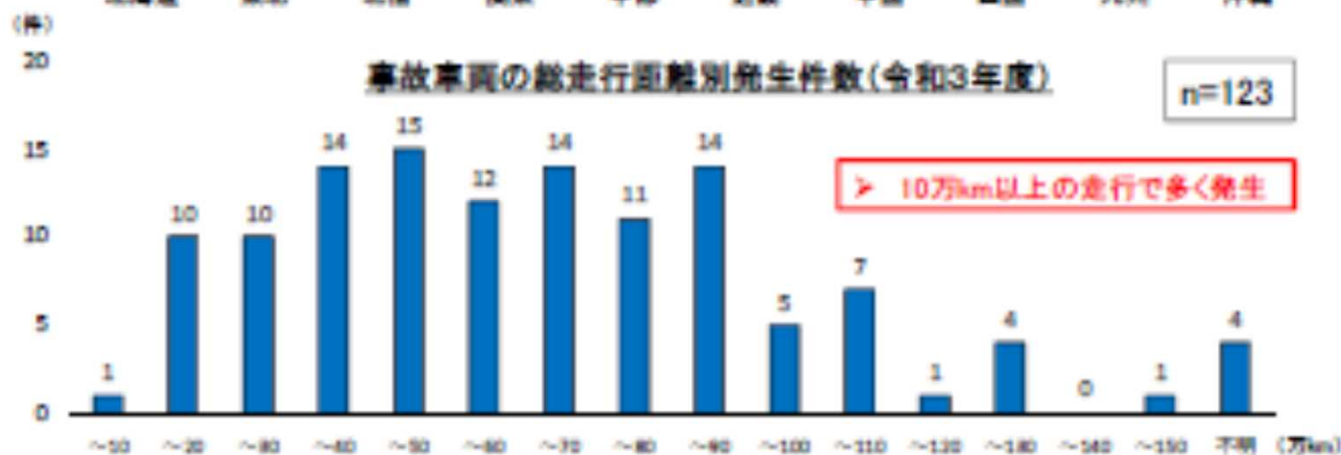


※車両総重量10トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

大型車の車輪脱落事故防止について

国土交通省 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会

令和3年度 大型車の車輪脱落事故発生状況③



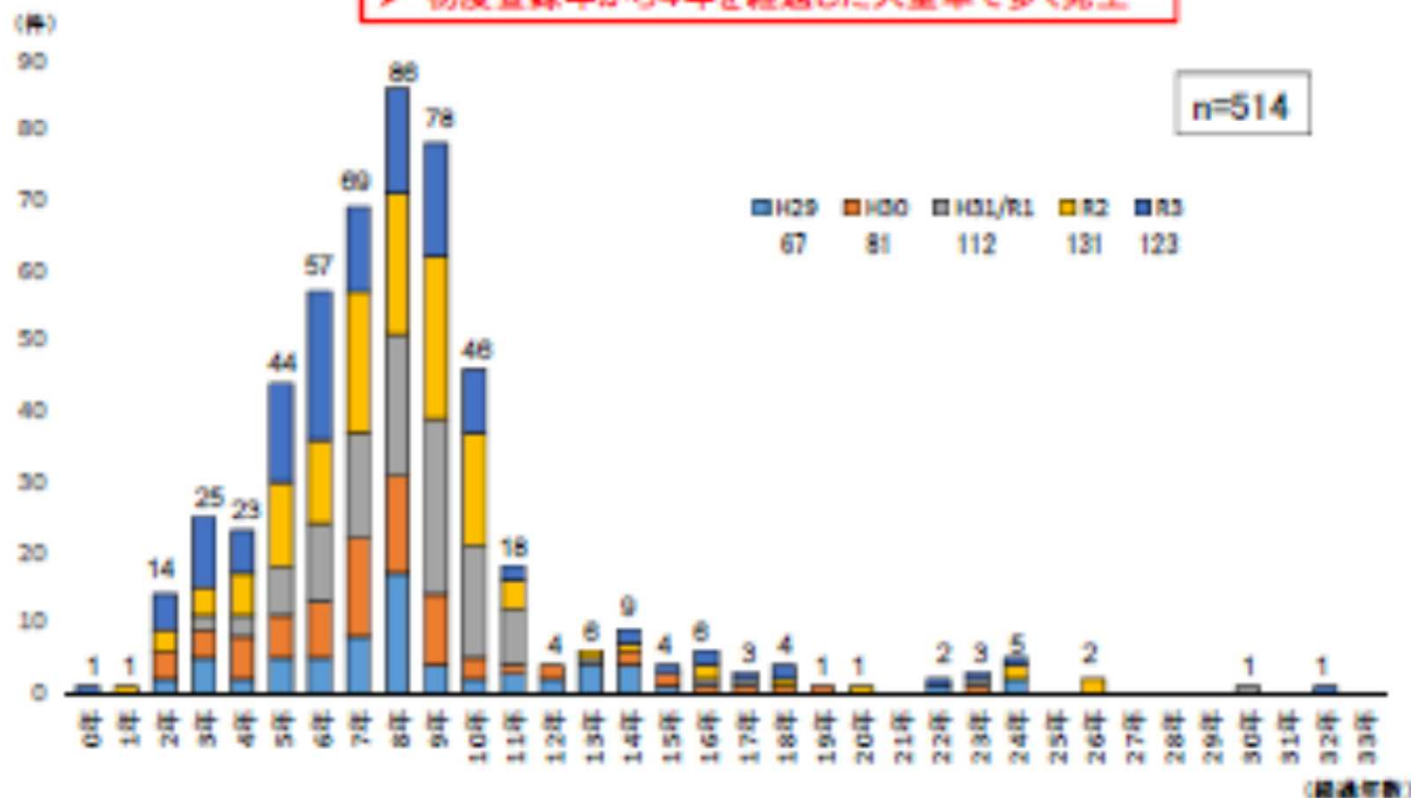
※車両総重量10トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの破損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故
出典：自動車事故報告規則に基づいた報告及び自動車メーカーからの報告

令和3年度 大型車の車輪脱落事故発生状況④



車歴別の車輪脱落事故の発生件数(平成29年度～令和3年度)

➤ 初度登録年から4年を経過した大型車で多く発生

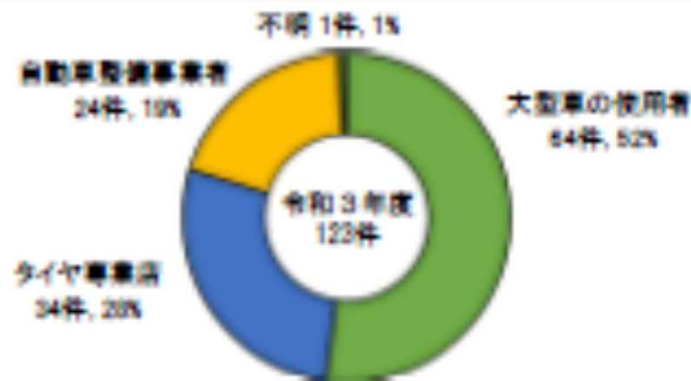


※車両総重量30t以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの径又はホイール・ナットの径により車輪が自動車から脱落した事故
 出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

令和3年度 大型車の車輪脱落事故発生状況⑤

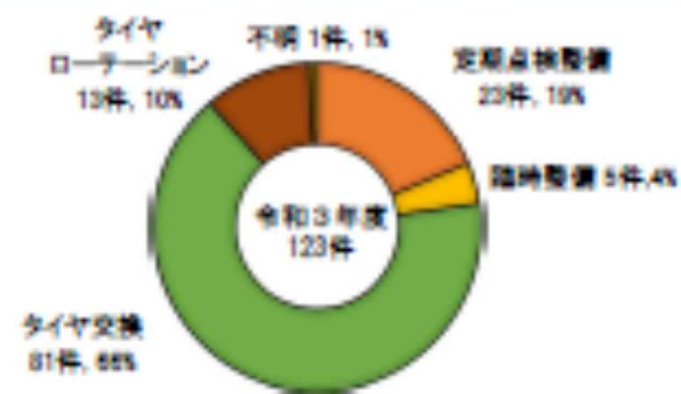
タイヤ脱着作業実施者別発生件数

▶ 大型車ユーザーによるタイヤ脱着作業後の脱落が約52%



タイヤ脱着作業内容別発生件数

▶ 冬用タイヤ等への交換後による脱落が約66%



車輪脱落箇所別発生件数

▶ 左後輪からの脱落が約96%



※車両総重量2t以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

適切なタイヤ脱着 作業手順 【研修当日の映像】



▶ 啓発動画の本編はこちらのQRコード

または国土交通省 YouTube チャンネルからご覧下さい

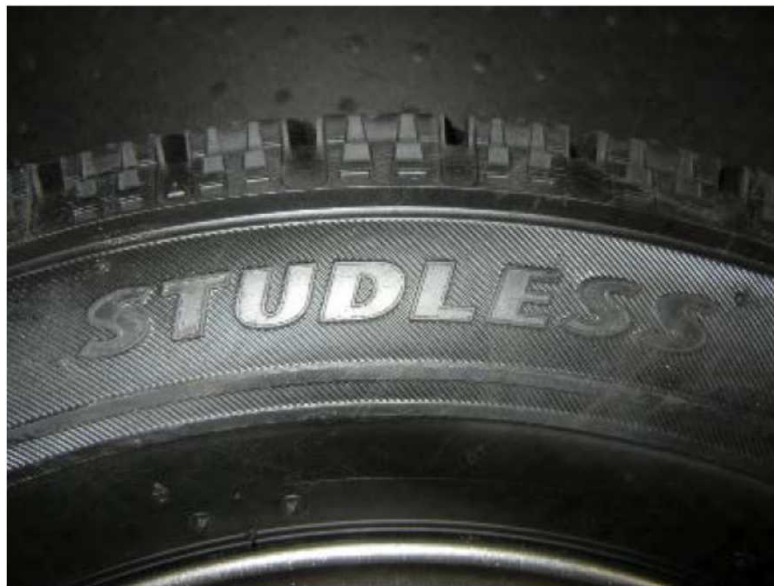
https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRII2zJVaaybwEEKAm5YVi

<添付資料> 参 考：適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順啓発動画（抜粋）

雪道での立ち往生に注意！



- ❏ オールシーズンタイヤは、ちらつく程度の降雪で**路面と一部接触可能な積雪状況**を想定したタイヤです。
- ❏ 路面を覆うほどの**過酷な積雪路・凍結路**においては、**スタッドレス表記**(国内表記)又は**スノーフレークマーク**(国際表記)が表示されている冬用タイヤを**全車輪に装着**してください。



スタッドレス表記の例

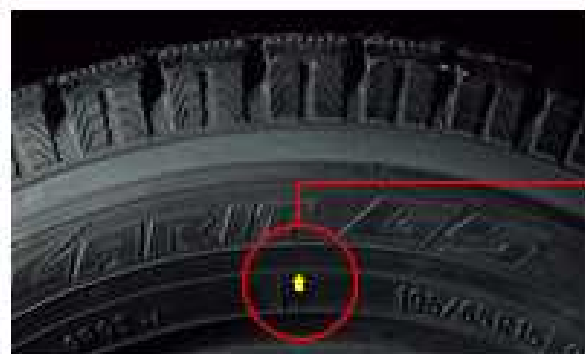


スノーフレークマーク

タイヤの側面に表示されています。

冬用タイヤの使用について

1. 冬用タイヤは、全車輪に装着すること。
2. 積雪、凍結路での使用は、プラットホーム露出まで（新品時溝深さの50%まで）
3. 空気圧はメーカー指定の空気圧に調整すること

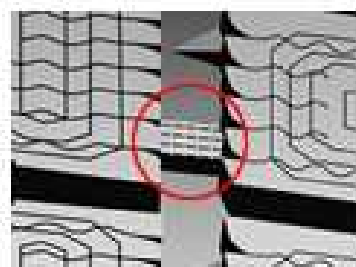


※写真は説明のため着色しています。



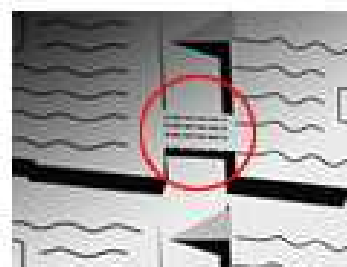
プラットホームの位置

タイヤサイド部にプラットホームの位置を示す矢印が周上4~6ヵ所に表示されています。



新品時

プラットホームはトレッド溝の間にあります。



プラットホーム露出時

トレッドが50%まで摩耗すると、プラットホームが現れます。

チェーン規制について

大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪があるとき



「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識



※国土交通省 公布・施行：平成30年12月14日(金)

平成30年度 チェーン規制箇所一覧

■直轄国道

	都道府県	路線番号	箇所名	区間	延長 (km)
A	山形県	112	月山道路	西川町月山沢～鶴岡市田麦俣	15.2
B	山梨県・静岡県	138	山中湖・須走	山梨県山中湖村平野～静岡県小山町須走字御登口	8.2
C	新潟県	7	大須戸～上大鳥	村上市大須戸～村上市上大鳥	15.3
D	福井県	8	石川県境～坂井市	あわら市熊坂～あわら市笹岡	3.2
E	広島県・島根県	54	赤名峠	広島県三次市布野町横谷～島根県飯南町上赤名	2.5
F	愛媛県	56	鳥坂峠	西予市宇和町～大洲市北只	7.0

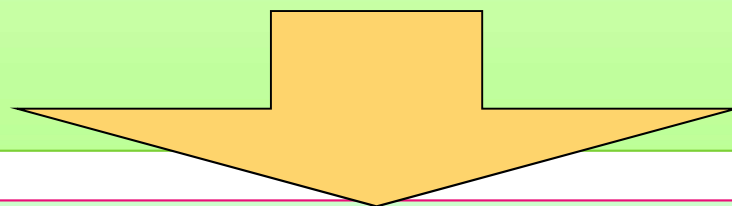
■高速道路

	都道府県	路線番号	箇所名	区間	延長 (km)
G	新潟県・長野県	E18	上信越道	信濃町 IC～新井 PA (上り線)	24.5
H	山梨県	E20	中央道	須玉 IC～長坂 IC	8.7
I	長野県	E19	中央道	飯田山本 IC～園原 IC	9.6
J	石川県・福井県	E8	北陸道	丸岡 IC～加賀 IC	17.8
K	福井県・滋賀県	E8	北陸道	木之本 IC～今庄 IC	44.7
L	岡山県・鳥取県	E73	米子道	湯原 IC～江府 IC	33.3
M	広島県・島根県	E74	浜田道	大朝 IC～旭 IC	26.6

腐食防止には以下の対策が有効

- 防錆剤の塗布
- 運行後のこまめな下部洗車
(凍結防止剤等の洗い流し)

腐食については目視による確認だけでなく、点検ハンマーによる打音検査等により内部の腐食状況を把握することが大切



腐食が疑われる場合は
整備工場等に相談

2018年10月1日 施行

点検基準が改正 されました。

スペアタイヤの点検、ツールボックスの点検
が、3か月毎の定期点検に、義務付けされます。

〔対象〕 車両総重量8トン以上のトラック(トレーラ)と乗車定員30名以上のバス

（追加された）点検項目と実施方法

点検の結果は、必ず記録簿に記入します。

スペアタイヤ

=フレームやボディーなど、車外に取り付けられているスペアタイヤ

1 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷

- スペアタイヤを取り外し、次の点検を行います。
 - スペアタイヤ取付装置の取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。
 - スペアタイヤ取付装置に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、がたがないかを手で揺するなどして点検します。さらに、損傷がないかを目視などにより点検します。
 - スペアタイヤのディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴の周り及び溶接部に亀裂及び損傷がないかを目視などにより点検します。また、スペアタイヤ取付装置とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検します。

2 スペアタイヤの取付状態

- スペアタイヤを取り付ける際に次の点検を行います。
 - スペアタイヤ取付装置のハンドルが円滑に回ること及び吊上チェーンにねじれやひっかかりがないことを確認し、規定トルクで締め付けます。
 - スペアタイヤを取り付けた後、スペアタイヤに異常な傾きがないかを目視などにより点検します。また、スペアタイヤの取付けに緩みがないかをスペアタイヤを強く押すなどして点検します。

（追加された）点検項目と実施方法

点検の結果は、必ず記録簿に記入します。

ツールボックス

=フレームやボディーなど、車外に取り付けられた工具箱や資材入れ等

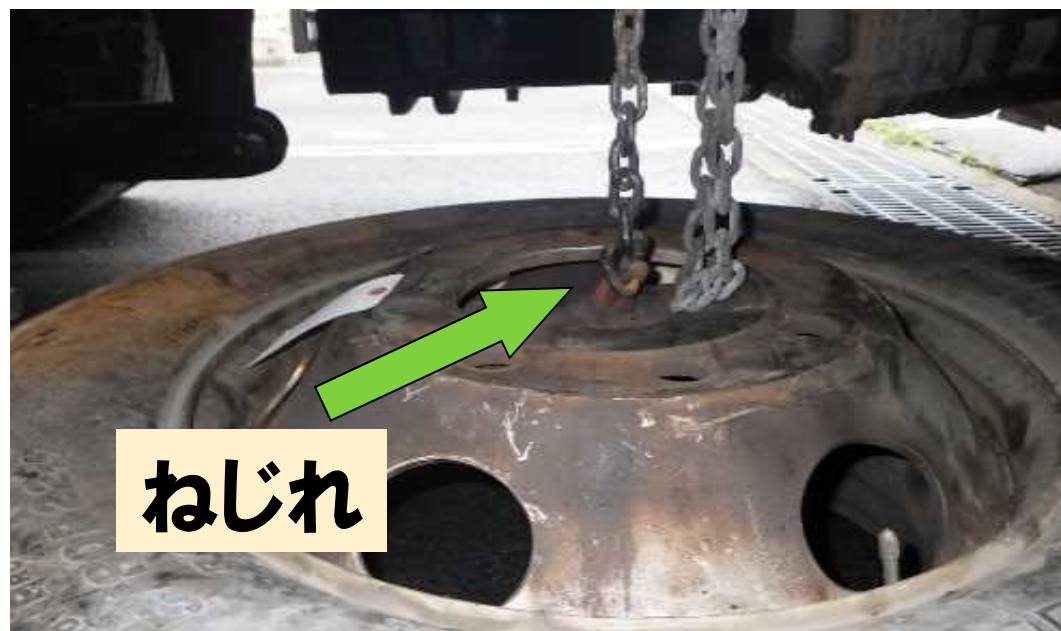
3 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

- ツールボックスの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。

スペアタイヤの格納について



ル



ツールボックスの事例 ①

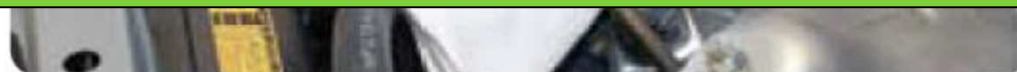


ツールボックスの事例 ②

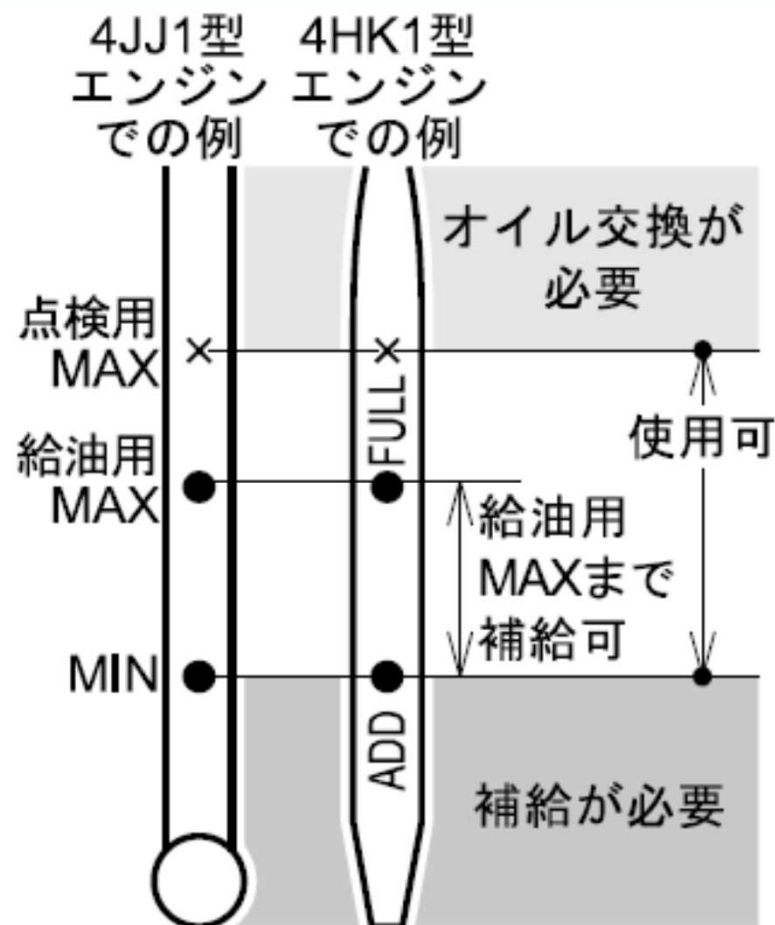


(参考) エンジンオイルの日常点検方法

日常点検時に、エンジンオイルの量と汚れをチェック！



適切な時期にエンジンオイルを交換すること

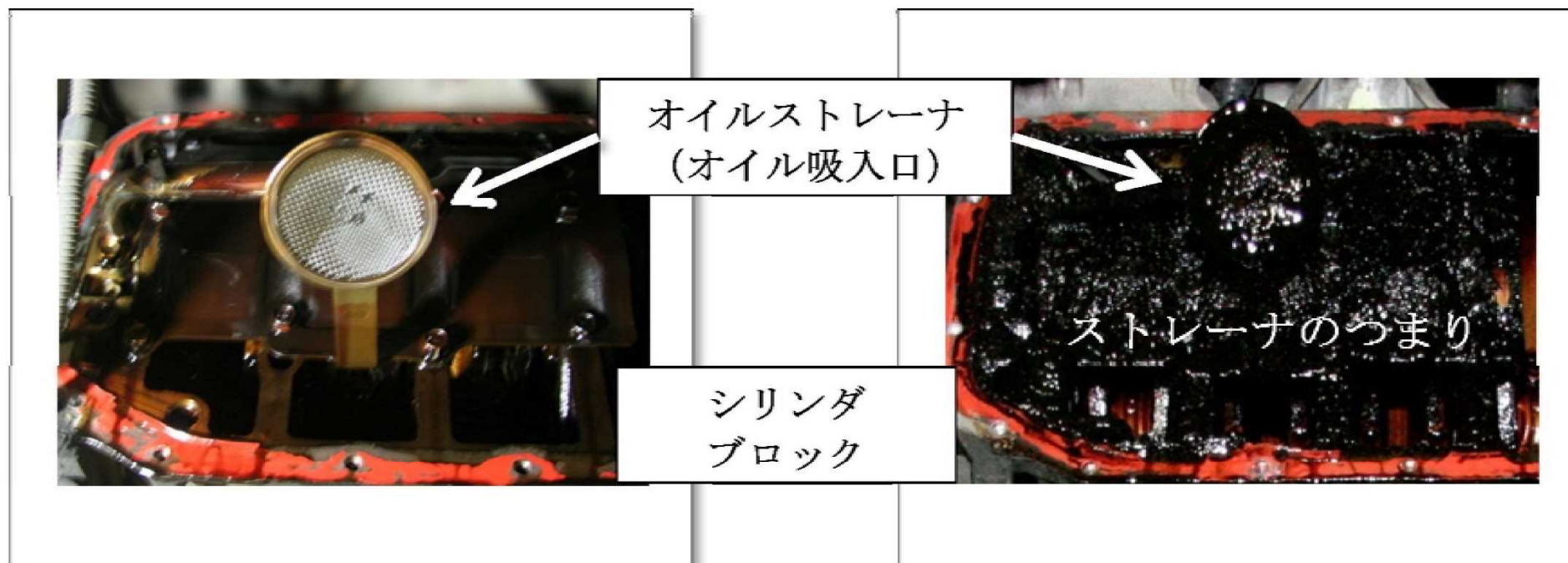


● エンジンオイル量の点検について

DPD付車は、エンジンオイル中へ燃料が徐々に混ざり、エンジンオイルが注入時よりも増える場合があります。エンジンオイル量点検時は、オイルが「点検用MAX」～「MIN」間にあれば良好です。オイル量が、「点検用MAX」を越えた場合は、必ずオイル交換してください。「点検用MAX」以上にオイルがあると、エンジン故障の原因となります。また、エンジンオイル中へ燃料が徐々に混ざり、オイルが薄まりますので、必ず指定された交換期間でエンジンオイルを交換してください。

エンジンオイルの劣化による車両火災

エンジンから発生する車両火災は、
エンジンオイルの劣化が多いと考えられる。



定期的におイル交換を行っていた車両
(車齡15年、走行距離11万km)

オイル交換を怠っていた車両
(車齡9年、走行距離11万km)

トレーラのブレーキ引きずり火災



上記について、ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し、以下のリンク先で公開しました。

○ 国土交通省自動車局審査・リコール課 Youtube 公式アカウント

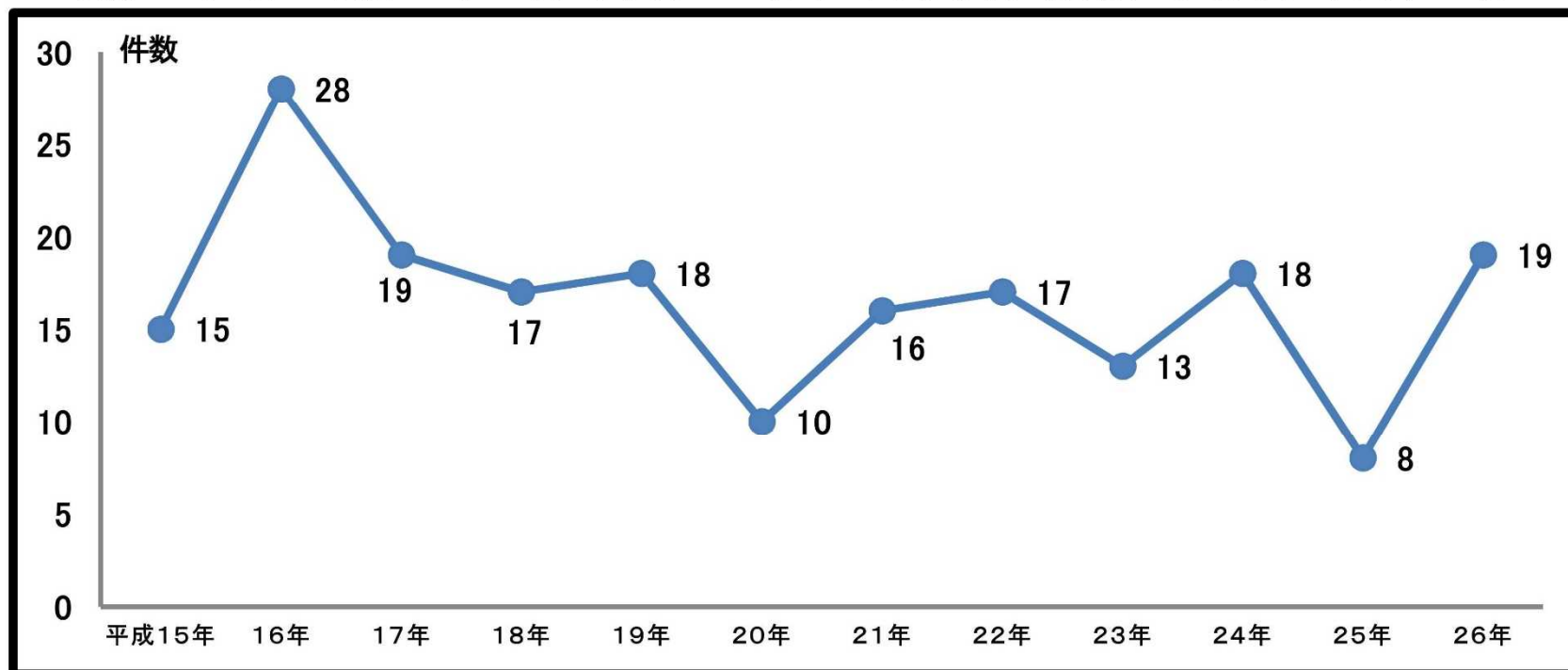
<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>

※ 自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト(<http://www.mlit.go.jp/RJ>)のトップページにリンクを掲載しています。

■バス火災事故の状況

●発生件数の推移

平成15年1月～平成26年12月の間で、198件ものバス火災事故が発生。年間平均でも、17件！



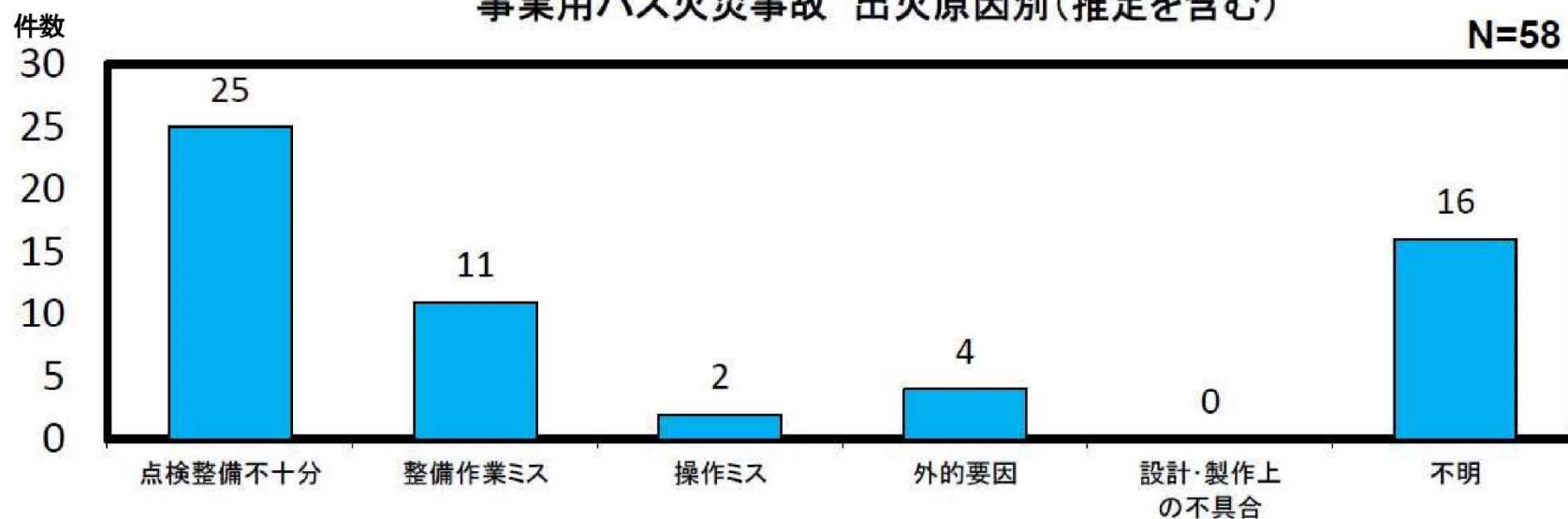
※自動車事故報告規則(省令)に基づき運送事業者から報告のあった、事業用バスの車両火災事故件数

■バス火災事故の分析

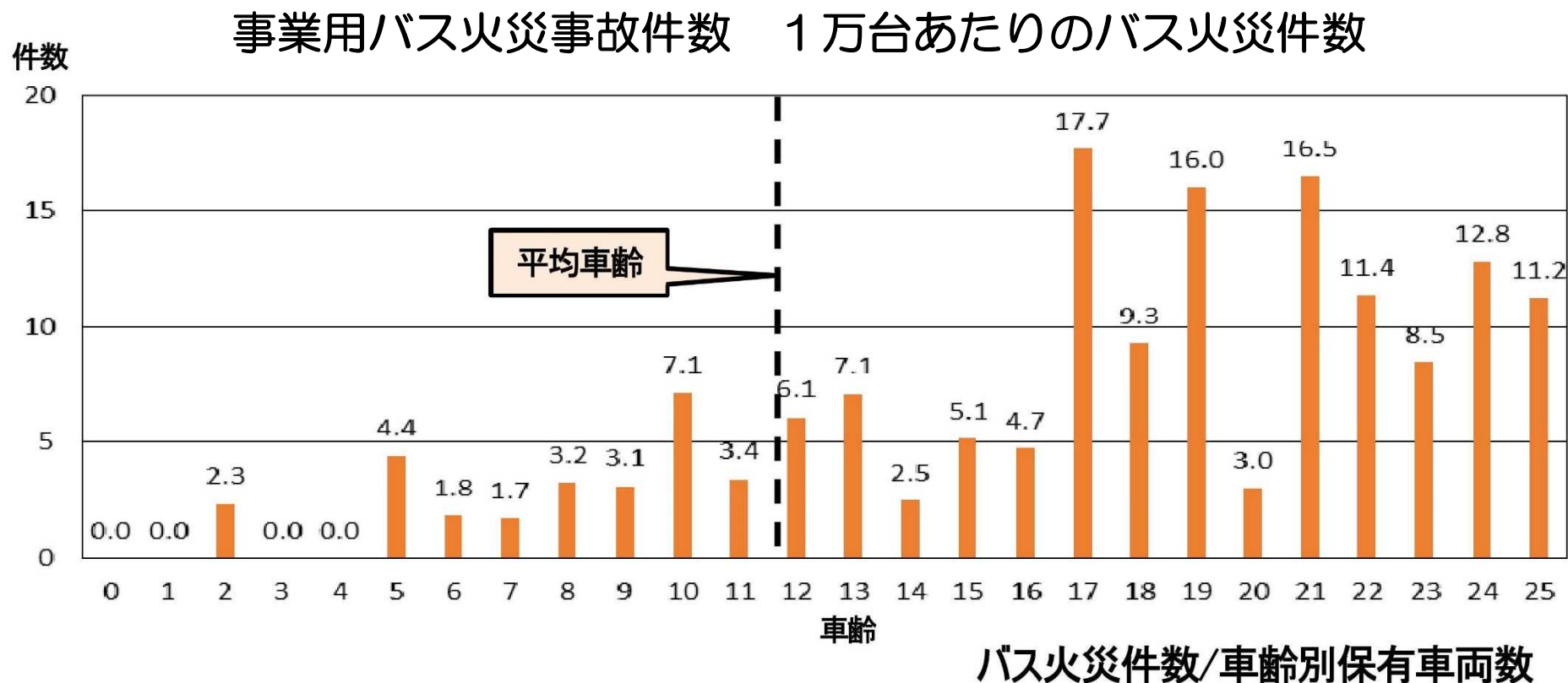
●出火原因

原因としては、点検整備が不十分なケースの割合が多く、適切な点検整備で、火災発生は防止できる。

事業用バス火災事故 出火原因別(推定を含む)



※国土交通省 バス火災事故分析結果(平成23年1月～26年12月間の事故分析)



車齢が高いバスは、
火災の発生件数が多い傾向にある。

P.36~

バス火災事故の防止のため、
確実な点検整備の実施が必要！

検索は、

『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』

<https://www.mlit.go.jp/common/001128790.pdf>

貸切バス予防整備ガイドライン

「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました
 ～貸切バス事業者が行うべき予防整備の基準事例を示します～

平成 29 年 3 月 28 日

国土交通省では、貸切バスの車両整備の強化を図るため、貸切バス事業者が定めるべき予防整備の基準事例を示すべく、「貸切バス予防整備ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を策定しました。

1. 本ガイドライン策定の背景

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、6月3日にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえたものです。

2. 本ガイドラインについて

本ガイドラインでは、貸切バス事業者が法定点検に加え、予防整備(不具合発生の予防も含めた十分な整備)を定期的実施するための整備サイクル表を定める上での参考となるよう、優良事業者の実績等を元に整備項目等の交換基準事例を示しています。

貸切バス事業者は、以下の2項目について実施してください。

(1) 交換基準事例を参考にした整備サイクル表の作成

貸切バス事業者は交換基準事例を参考にバスの構造・装置に応じ項目を選定するとともに、それぞれの事業者の状況を考慮し定期交換等の期間・距離を設定し、整備サイクル表を作成

(2) 整備サイクル表に基づく整備実施記録簿の作成

貸切バス各事業者は整備実施記録簿を用意し、整備サイクル表に基づく定期交換等の実施状況を記録

研修資料P103～

● 貸切バス予防整備ガイドラインの目的

車両の状態に応じた予防整備(不具合発生の予防も含めた十分な整備)に関し、保守管理に関する十分な知見を有し、確実な整備を行っている貸切バス事業者の整備事例を交換基準事例として示すとともに、各々のバスの使用実態等を考慮しつつ、定期交換等の基準(以下「整備サイクル表」という。)を設定する方法を示す。貸切バス事業者が本ガイドラインを参考に整備サイクル表を定め、これに基づき適切な整備を行うことを期待する。

● 貸切バス予防整備ガイドラインの構成

- 交換基準事例及び整備サイクル表
- 整備サイクル表に基づく整備実施記録簿
- 整備サイクル表の見直し
- 今後の運用



● 交換基準事例(制動装置の例)

別紙1 貸切バスの定期交換等を行う項目及び交換基準事例一覧(抜粋)

装置名	項目	交換基準事例						備考	
		A社	B社	C社	D社	E社	F社		
制動装置	エキスパンダー	交換またはオーバーホール	—	○	○	—	—	○	
		(期間)	—	4年	2年	—	—	2年	
		(距離)	—	—	—	—	—	—	
スプリングブレーキチャンパー (ブレーキパッド ワイヤルボウチャンパー)	交換またはオーバーホール	交換またはオーバーホール	—	○	○	○	—	○	
		(期間)	—	4年	2、3年	6年	—	2年	
		(距離)	—	—	—	—	—	—	
ブレーキブースター (エアブースター) (エアマスター)	交換またはオーバーホール	交換またはオーバーホール	—	○	○	—	—	—	小形 交換車、一般車では、2年で 検査 小形貸切では、4年で検査
		(期間)	—	2年	2年	—	—	—	
		(距離)	—	—	—	—	—	—	

項目欄中、

- 上段の「交換またはオーバーホール」の行は、A社からF社の6社の事業者が交換またはオーバーホールの設定をしているかどうかを示す。
- 中段の「(期間)」の行は、交換またはオーバーホールを実施する期間を示す。
- 下段の「(距離)」の行は、交換またはオーバーホールを実施する走行距離を示す。
(「(期間)」と「(距離)」のいずれか早く到達した時点で、交換またはオーバーホールを実施)

下表の状況のB社は、スプリングブレーキチャンパーについて、4年ごとに交換またはオーバーホールを実施することを規定していること示す。

	B社
運行形態 ※1	観光のみ
保有車両数(大型)	7両
(中型)	2両
(小型)	—
平均車齢 ※2	4年
年間平均走行距離 ※3	6.7万km
年間整備費用 ※4	200万円
交換基準項目数	49

～貸切バス事業者が行うべき

予防整備の基準事例を示します～

ガイドラインでは、法定点検に加え、

予防整備を定期的に実施するための、

整備サイクル表を定める上での参考
となるよう、

整備項目の交換基準事例を示し
ています。

貸切バス事業者は、
以下の2項目について実施してください。

1. 交換基準事例を参考にした

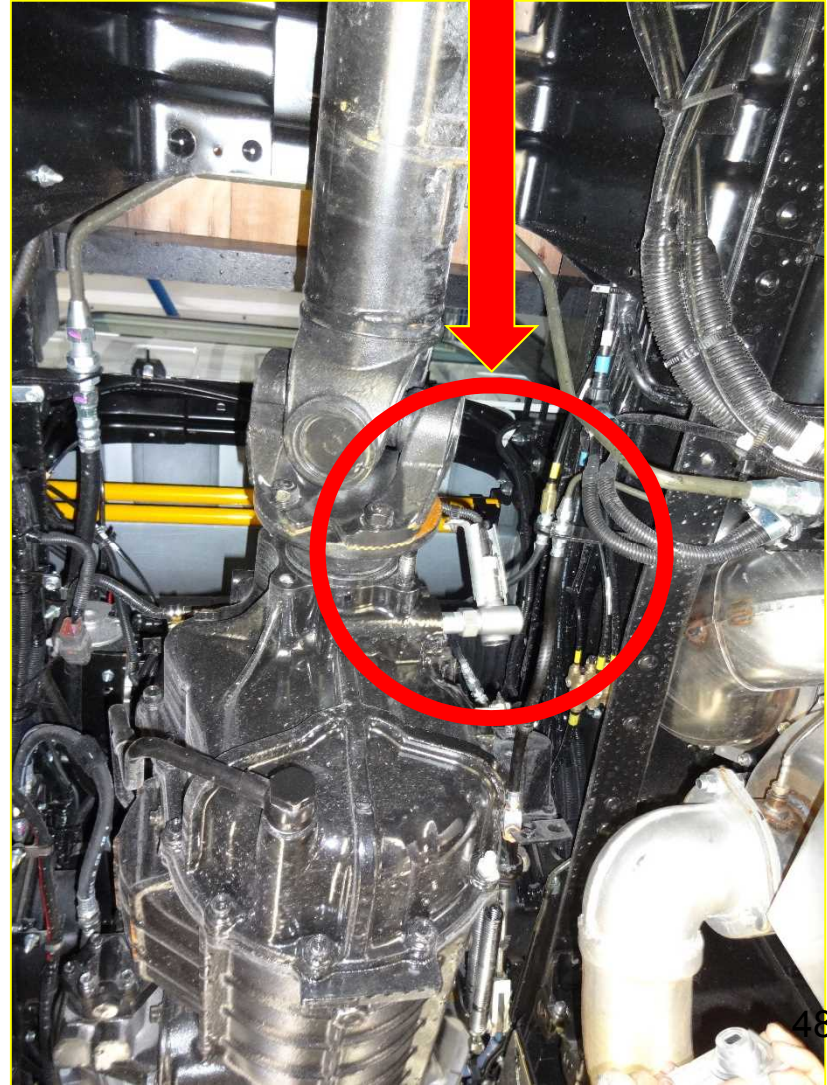
整備サイクル表 の作成

2. 整備サイクル表に基づく

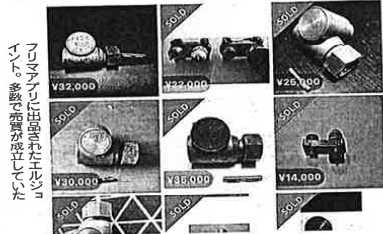
整備実施記録簿 の作成

スピードリミッター不正事案

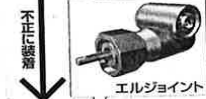
Lジョイント



トラック90km/h制限を解除



エルジョイント専用の構成



「わかんなくて悩んでしまっ」快適に走りたい。4月中旬、フリマアプリメルカリに「エルジョイント」と呼ばれる約10cmの鉄製の部品が、2万3千円円で複数出品された。

エルジョイントでスピードリミッターを解除する行為は直轄運送車両法や道交法違反となり、販売した側も摘発される。京都府警は昨年11月、オンラインサイトで販売したトラック運転手の男を道交法違反（不正改造）の疑いで逮捕し、男は約100個販売して

悪用売り手摘発も

大型トラックの速度抑制装置（スピードリミッター）を解除する不正部品が、フリマアプリやオークションサイトに相次いで出品されていることが警察の調査でわかった。連絡を受けた国土交通省は運営会社に削除要請した。警察庁は「悪用が確認されれば、販売した人も摘発対象となる」としている。

不正改造部品 ネット販売

フリマアプリ 対策迫いつかず

詳細な使用の説明はなく、知らない人にはネット上から見えない。大型トラックは、道交法で最高速度が時速80km/hに制限されている。2003年から、90km/h以上出ないようスピードリミッターの装着が義務付けられた。

警察庁は4月、メルカリのほか、販売サイト「ヤフフリマアプリ」や「オークシ

出品数が1日約80万点に及ぶメルカリでは、絶対危険種の「センザンコウ」の複製や盗品の野球ボールなど、不正な出品も相次いで発覚している。警察庁の有識者会議は昨年、フリマアプリの規制を検討。古物営業法で本人確認や取引記録の作成・保存を努力義務とする意見もあったが、最終的には各社の自主規制に委ねた。メルカリは、出品者に氏名や住所などの登録を求め、口座名義が一致しなければ、振り込まれた代金を引き出せない仕組みを導入しているが、他人名義の口座を使った不正登録を防ぐ手立てはないのが現状だ。メルカリの担当者は「定期的なルールの見直しを続ける」と話す。ネット問題に詳しい森井昌克・神戸大教授（情報通信工学）は「現状の規制では悪用を防ぎきれない。出品者に本人確認書類の提示を求めるなど踏み込んだ対策が必要ではないか」と指摘している。

オンラインサイトでは、爆音ファンや運転席側の窓ガラスの黄色フィルムなど、エルジョイント以外にも不正改造の部品が売られている。国土交通省は昨年、爆音ファンが出品されていたサイトに販売中止を要請したが、サイト管理者は「急いでの商品見分がつかない場合もあり、一括の対応は困難」として、指摘された品を削除しただけだった。警察庁や国土交通省は、ネット上で販売している不正改造品の監視を強化する方針だ。

読売新聞(夕刊)
H30年7月4日

P.128~

点検基準の見直し

(改正概要)

施行日:令和3年10月1日

- その他の点検箇所、
「車載式故障診断装置の診断の結果」を追加
- 大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた自動車に適用
- 1年毎の点検
- 点検は**原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ**(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、**衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示**(道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)に限定

点検基準の見直し

施行日：令和3年10月1日

(点検の実施方法)

- スキャンツールを用いる場合
 - ・ スキャンツールの接続部を車載式故障診断装置と接続し診断の結果を読み取ることにより点検する。
- 識別表示を用いる場合
 - ・ イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認した上で、原動機を始動させ、診断の対象となる識別表示が点灯又は点滅し続けないかを目視により点検する。

※ ただし、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。

(点検の対象となる識別表示)

原動機(異常)の警告灯		側方のエアバッグ(異常)の警告灯	
制動装置(異常)の警告灯		衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯	自動車メーカーごとに異なる警告灯が点灯
アンチロックブレーキシステム(異常)の警告灯		自動命令型操舵機能に係る警告灯	自動車メーカーごとに異なる警告灯が点灯
前方のエアバッグ(異常)の警告灯		自動運行装置に係る警告灯	保安基準対象装置への追加に伴い決定

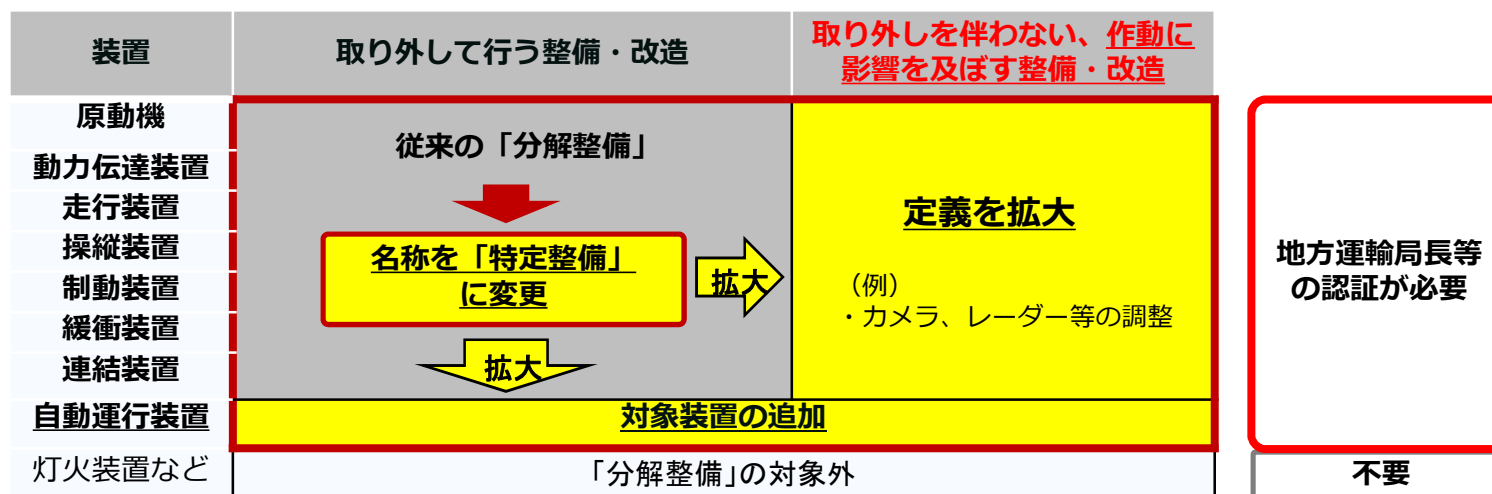
道路運送車両法の一部を改正する法律の概要

現状・課題

- 事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲に、先進技術に係る整備・改造が含まれず、安全性が確保されないおそれがあることから、当該範囲を拡大する必要がある。
- 先進技術の点検整備をするために必要な自動車の技術情報が、整備事業者等に対し十分に提供される必要がある。

改正内容（令和2年4月1日施行）

- 認証を要する「分解整備」の対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造にまで定義を拡大し、名称を「特定整備」に改める。
- 自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付ける。



自動車製作者等に対し、点検整備に必要な技術情報を認証整備事業者等へ提供することを

運転支援技術・自動運転技術の進化と普及

運転支援技術の搭載状況

自動ブレーキ(衝突被害軽減ブレーキ)

前方の車両との衝突を予測して、自動でブレーキを作動することにより衝突時の被害を軽減する装置



作動イメージ図

新車乗用車搭載率：生産台数の**77.8%**(平成29年)

ペダル踏み間違い時加速抑制装置

駐車場など不適切な場所で、アクセルの強い踏込を検知した場合に加速を自動で抑制する装置



作動イメージ図

新車乗用車搭載率：生産台数の**65.2%**(平成29年)

レーンキープアシスト

高速道路等において車線の中央付近を走行するように自動制御する装置



作動イメージ図

新車乗用車搭載率：生産台数の**19.8%**(平成29年)

アダプティブ・クルーズ・コントロール

高速道路等において速度や前走車との車間距離を自動制御する装置



作動イメージ図

新車乗用車搭載率：生産台数の**47.5%**(平成29年)

“特定整備”導入にあたっての問題意識

- 自動ブレーキ等に用いられるセンシング装置(カメラ、レーダー)や電子制御装置の整備・改造は、安全に大きな影響を及ぼすが、分解整備のような規制等の対象となっておらず、認証を受けていない事業者であっても、作業可能。
- 今後、自動ブレーキ搭載車等が普及すれば、ディーラーのみでは対応できなくなるおそれ。

制御に影響を及ぼす部品の例

周辺監視のためのカメラ、レーダー類



SUBARU ホームページより



Continentalホームページより



デンソーホームページより

「分解整備」の対象

以下の装置を取り外して行う整備・改造

- 原動機
- 動力伝達装置
- 走行装置
- 操縦装置
- 制動装置
- 緩衝装置
- 連結装置

「自動車分解整備事業者」

地方運輸局長等の
認証が必要

「分解整備」の対象外

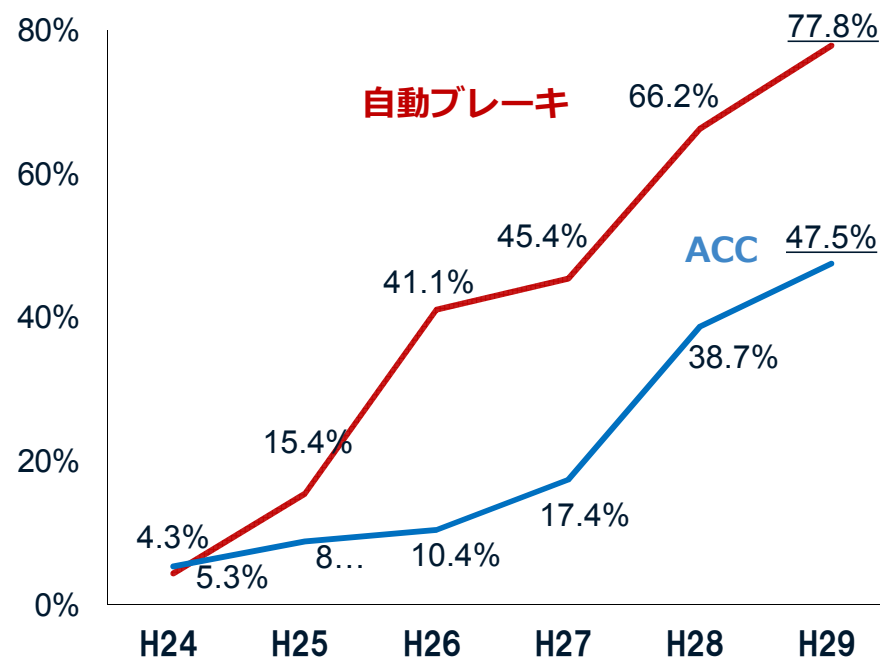
左記以外の装置の
整備・改造

- 車輪
- ガラス
- 灯火装置
- 警音器
- 乗車装置 など

取り外しを伴わない
整備・改造

- 制御部品の変更
- センサ類の交換 など

自動ブレーキ、自動車間距離制御(ACC) 新車乗用車搭載率



(概要)

	レベル	レベル定義概要	開発・普及に係る主な政府目標
運転支援	レベル1 (運転支援)	システムが前後・左右のいずれかの車両制御を実施 【例】自動ブレーキ、車線維持支援	自動ブレーキの新車乗用車搭載率を2020年までに9割以上
	レベル2 (高度な運転支援)	システムが前後及び左右の車両制御を実施 【例】高速道路において、①自動で追い越す、②自動で分合流を行う	高速道路でのトラックの後続無人隊列走行の商業化 (2022年以降) 高速道路でのバスにおいて実用化 (2022年以降)
自動運転	レベル3 (特定条件下における自動運転)	特定条件下においてシステムが運転を実施 (作動継続が困難な場合は、システムの介入要求等に対してドライバーが適切に対応することが必要)	高速道路における自家用車において実用化 (2020年目途)
	レベル4 (特定条件下における完全自動運転)	特定条件下においてシステムが運転を実施 (作動継続が困難な場合もシステムが対応)	限定地域における無人自動運転移動サービスの実現 (2020年まで)
	レベル5 (完全自動運転)	常にシステムが運転を実施	(政府目標の設定なし)

特定整備制度について

認証が必要な作業が、新たに追加されました。

STOP 違法整備!!
あなたのクルマは違法に整備されていませんか?

次のような装置の点検・整備(特定整備)は、国の認証を受けた工場でのみできます!

2 動力伝達装置 (ドライブシャフトなどの脱着)	1 原動機 (エンジン脱着)	6 横衝装置 (リーフスプリング脱着)
7 運行補助装置 (自動ブレーキ用カメラの調整など)	5 制動装置 (ブレーキパッドなどの交換)	7 運行補助装置 (自動ブレーキ用のカメラなどが装着されている窓ガラス・バンパーなどの脱着)
3 走行装置 (ロアアーム脱着)	4 かじ取り装置 (タイロッドエンド脱着)	8 自動運行装置 (レベル3以上の自動運転を行うための装置に係る整備・改造)

未認証行為は、道路運送車両法違反です!!

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長(沖縄は総合事務局長)の道路運送車両法第七十八条の規定に基づき認証を受けず、業として自動車の特定整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

道路運送車両法 第七十八条 (認証)
自動車等の自動車を修理しようとする者は、自動車特定整備事業の履修及び管理職を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。前項の規定は、第四十条(整備)の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。(十一) 第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車特定整備事業を営む者

国土交通省

7 運行補助装置
(自動ブレーキ用カメラの調整など)

7 運行補助装置
(自動ブレーキ用のカメラなどが装着されている窓ガラス・バンパーなどの脱着)


8 自動運行装置
(レベル3以上の自動運転を行うための装置に係る整備・改造)

特定整備を依頼する場合には、依頼先の認証取得状況を確認してください。

特定整備記録簿について

令和2年4月1日より、
自動車特定整備事業者が特定整備を行った際には、行った作業について、特定整備記録簿に記載する義務があります。

**－先進技術の
確実な整備のために－**
令和2年4月より、特定整備制度が施行します



令和2年4月1日より、“**電子制御装置整備**”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

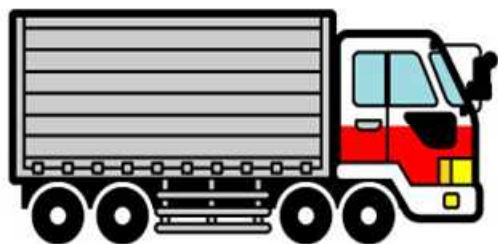
と、記録簿の記載
にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。



スキャンツールをつないでのエーミング
カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更
カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着
など

これまでの分解整備と同じように、電子制御装置整備のみを行った際も同様に記録簿の作成・交付が必要です！

運行記録計の装着義務付け対象が拡大されました



・今までは
車両総重量が8トン以上
又は最大積載量5トン以上



アナログ式

運行記録計義務
付け対象拡大



・改正後
車両総重量が7トン以上
又は最大積載量が4トン以上

・義務付けスケジュール

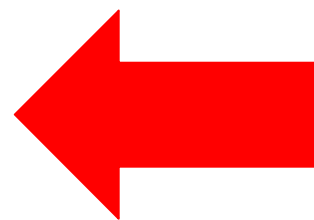
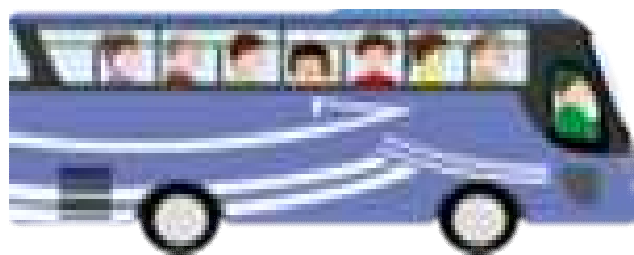
- 平成27年4月1日以降に新車新規登録を受ける車両から義務付け
- その他の(平成27年3月31日以前に新規登録を受けた)車両は、平成29年4月1日から義務付け

運転者への指導及び監督をするため、

ドラレコによる、
映像の記録・保存が義務づけ

新車 : H29.12.1~

中古車 : H31.12.1~



※ ドラレコの性能には要件があります。

○整備管理者の権限

○整備管理者の権限

①日常点検の結果に基づく運行の可否の決定

→日常点検の実施にかかる指導

（点検の実施方法、工具の状況）

②不具合箇所(point)の点検及び整備の実施

→3ヶ月、12ヶ月定期点検により

不具合箇所を見つければ、必要な整備の実施

整備管理者に関する届出について

- (1) 選任届 … 15日以内
整備管理者を新しく選任した場合等
 - (2) 変更届 … 15日以内
整備管理者をAからBに変更した場合、
会社・営業所の名称が変わった場合等
 - (3) 廃止届 … 30日以内
営業所を廃止した場合等
- ※ 各種届出は営業所ごとに必要です

自動車事故報告書について

〈自動車事故報告規則 第2条 (11)〉

- 「自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの」については、事故報告書の提出が必要。車両故障事故現場報告書添付票も。

※ 運行できなくなったものとは

装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開できなかったもの及び乗務員以外の修理等により運行を再開したもの

道路運送車両法

第50条（整備管理者）

〔抜粋〕

使用者は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

道路運送車両法施行規則第32条 (整備管理者の権限等)

1. 法第50条第2項の規定により整備管理者に与えなければならない権限は、次のとおりとする。

- ① 法第47条の2第1項及び第2項に規定する日常点検の実施方法を定めること。
- ② 前号の点検結果に基づき、基づき運行の可否を決定すること。
- ③ 法第48条第1項に規定する定期点検を実施すること。

- ④ 第1号及び前号の点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
- ⑤ 第1号、第3号又は前号の点検の結果必要な整備を実施すること。
- ⑥ 第3号の点検及び前号の整備の実施計画を定めること。

- ⑦ 法第49条第1項の点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
- ⑧ 自動車車庫を管理すること。
- ⑨ 前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。

2. 整備管理者は、前項に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程を定め、これに基づき、その業務を行わなければならない。

届出様式の変更について（押印廃止）

第1号様式

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

整理番号 _____

近畿運輸局長 殿

日付の記入は不要です
年 月 日

☆届出者の氏名又は名称
ふりがな きんきうんゆきよつかぶしがいいや
近畿運輸局 株式会社

☆届出者の住所及び電話番号
大阪市中央区大手前4丁目1番
TEL 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

事業者の名称(ふりがなを忘れずに!)
事業者の住所、電話番号を記入してください

実務経験と選任前研修で選任要件を満たす方は経験の時期と場所等を時系列で記入してください

整備管理者選任前研修の修了証
もしくは整備士の合格証書の
コピーを忘れずに添付してください。
整備管理規定に関しては、提示願います。

該当するものに○をつけます

営業所の自動車数を記入します
(会社全体の車両数ではありません)

自動車の使用の本拠の位置を記載してください
(会社の住所ではありません)

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます

選任年月日	令和元年5月1日		業態	車種	台数	整備管理者の 資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他()				
☆整備管理者氏名	きんき たろう	昭54年2月14日生 満40才	事業用	バス ハイタク トラック 8トン以上 8トン未満	10		点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	年月から	年月まで	事業場名	位置
使用の本拠の位置	☆名称	近畿運輸局 株式会社 谷町 営業所 TEL 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇	自動車数	貨物軽 事業用計		事業主の 確認書		平成27年4月	平成30年4月	近畿運輸整備株式会社	履屋川市高宮栄町12-3
☆住所	☆住所	大阪市中央区大手前4丁目1番76号		レンタカー バス(レンタカー以外) その他	11人以上 11人未満 30人以上 30人未満			上記 近畿 太郎 が確か()として 上記の業務を行っていたことを証明します。			
☆事業の種類	1. バス 2. ハイタク 3. トラック(4.以外) 4. 貨物軽 5. レンタカー 6. その他の自		合計	10		整備士	種類	級	整備士の資格で選任要件を満たす方は、こちらに証書番号等を記入してください		
整備責任者	職名		有() 無()				合格年月日	年 月 日			
委託	所属事業主 同意書	当事業場の上記 _____ が _____ の 整備管理者になることに同意します。 なお、当事業場との距離は、約 _____ m です。		車両法第53条 の規定による 解任の有無		被選任者の 同意書	合格証書番号	第 _____ 号	私 近畿 太郎 は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年(道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5年)を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行する。 上記に同意する場合は右にチェックを入れてください。 <input checked="" type="checkbox"/>		
☆兼職の有(無)	職名	職務内容	変更・廃止の事由	交代・退職・死亡・解任・その他() 前管理者名							
既に整備管理者に選任されている本拠	名称	位置	※備考		整備管理者選任前研修 大阪第12345号 平成28年4月1日	研修を受けた日と研修修了番号を記入してください		選任され、整備管理者としての業務遂行に同意される場合は、口にし(チェック)			

- 注意事項**
- この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。
 - 整備管理者1名ごとに提出すること。
 - 整備士試験に多項目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。
 - 変更届出の場合は変更事項を朱色で囲むこと。
 - ☆印の届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること
 - 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数で

[近畿運輸局について](#)[情報公開](#)[各種手続](#)[試験・免許](#)[表彰](#)[入札・契約](#)[採用情報](#)[交通アクセス](#)

輸送の安全

[自動車安全と環境](#)[運輸安全の取組](#)[運輸安全マネジメントに係る義務付け対象](#)[運輸事業者の安全担当者向け運輸安全マネジメントセミナー](#)[「認定セミナー」開催情報](#)

『自動車の安全と環境』 近畿運輸局

観光

公共交通
物流

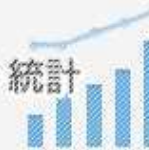
鉄道

バス
タクシー
トラック自動車
検査・登録船舶の検査
登録・測度海運
船舶
船員

行政処分



データ・統計



輸送の安全



インターネットの活用

○[熊本県](#)  (24KB)

(IT点呼報告書)

・[報告書様式](#)

○[IT点呼報告書\(別紙3 新規\)](#)

○[IT点呼報告書\(別紙4 変更・終了\)](#)

⇒ 整備管理者関係

・[整備管理者制度について\(国土交通省ホームページへリンクします。\)](#)

・[整備管理者\(選任・変更・廃止\)届出様式](#)

・[届出用紙の記載例](#)  (103KB)

・[自動車点検基準の改正について](#)

・[近畿管内整備管理者研修について](#)

※平成28年度整備管理者研修資料に一部誤りがありました。詳細は[正誤表](#)をご確認ください。

○[平成28年度整備管理者研修正誤表](#)

⇒ 事故報告関係

・[事故報告制度について\(国土交通省ホームページへリンクします。\)](#)

・[自動車事故報告書](#)

○[自動車事故報告書様式](#)  (85KB)

○[自動車事故報告書注釈](#)  (107KB)

○[自動車事故報告書の記載例](#)  (168KB)

○[運転者の健康状態に起因する事故の調査事項\(別表2\)](#)  (51KB)

○[車両故障事故現場報告書添付票\(別表3\)](#)  (20KB)

○[事故速報様式\(貨物\)](#) ○[事故速報様式\(旅客\)](#)

インターネットの活用

直近の法律・省令は総務省行政管理局が運営するポータルサイト「e-Gov 電子政府の総合窓口」でご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.e-gov.go.jp/> (e-Govで検索)



e-Govのサービス

 <p>電子申請</p> <p>行政機関に対する申請・届出等の手続きができます</p>	 <p>法令検索</p> <p>現行施行されている法令を検索できます</p>	 <p>パブリック・コメント</p> <p>意見の提出や募集状況などの確認ができます</p>	 <p>文書管理</p> <p>行政文書ファイル管理簿の検索およびリンク集</p>	 <p>個人情報保護</p> <p>個人情報ファイル簿の検索およびリンク集</p>
---	--	--	---	---

行政サービス・施策に関する情報

災害・非常事態 >

- ・ 感染症対策
- ・ 防災情報
- ・ 復旧・復興支援
- ・ 災害対応・被災者支援

環境 >

- ・ 環境問題対策
- ・ 資源管理
- ・ エネルギー政策
- ・ 省エネ・リサイクル

地方創生 >

- ・ まちづくり
- ・ 地域活性化
- ・ 農林水産

子ども・教育 >

- ・ 子どもの安全
- ・ 子育て支援
- ・ 教育